

議 事 日 程 （第 1 号）

令和 5 年 12 月 8 日（金曜日）午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 例月出納検査結果報告並びに定期監査結果報告
- 日程第 4 議員派遣の件
- 日程第 5 一 般 質 問
- 日程第 6 議案第 67 号 東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 68 号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 69 号 東白川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 70 号 東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 71 号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 72 号 令和 5 年度東白川村一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 12 議案第 73 号 令和 5 年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 13 議案第 74 号 令和 5 年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 14 議案第 75 号 令和 5 年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 15 議案第 76 号 令和 5 年度東白川村簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 16 議案第 77 号 令和 5 年度東白川村小規模集合排水処理事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 17 発議第 1 号 東白川村議会議員の請負の状況の公表に関する条例について
- 日程第 18 閉会中における議会運営委員会の継続調査について

出席議員（7 名）

1 番	安 江 真 治	2 番	安 保 泰 男
3 番	安 江 健 二	4 番	今 井 美 和
5 番	今 井 美 道	6 番	桂 川 一 喜
7 番	樋 口 春 市		

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長	今 井 俊 郎	副 村 長	桂 川 憲 生
教 育 長	神 戸 誠	総 務 課 長	河 田 孝

村 民 課 長	安 江 透 雄	産 業 振 興 課 長	伊 藤 秀 人
地 域 振 興 課 長	今 井 信 和	建 設 環 境 課 長	有 田 尚 樹
教 育 課 長	村 雲 修	保 健 福 祉 課 長	安 江 修 治
保 健 福 祉 課 課 長	桂 川 のぞみ	診 療 所 事 務 局 長	安 江 輝 彦
会 計 管 理 者	今 井 英 樹	監 査 委 員	安 江 裕 尚

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 書 記	居 石 浩 之
------------------	---------

◎開会及び開議の宣告

○議長（今井美道君）

ただいまから令和 5 年第 4 回東白川村議会定例会を開会します。

本日の出席議員は 7 名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（今井美道君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 113 条の規定によって、4 番 今井美和君、6 番 桂川一喜君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（今井美道君）

日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 12 月 12 日までの 5 日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 12 月 12 日までの 5 日間に決定しました。

◎例月出納検査結果報告並びに定期監査結果報告

○議長（今井美道君）

日程第 3、例月出納検査結果報告並びに定期監査結果報告を議題とします。

監査委員の報告を求めます。

監査委員 安江裕尚君。

○監査委員（安江裕尚君）

令和 5 年 12 月 8 日、東白川村議会議長 今井美道様。東白川村監査委員 安江裕尚、同じく安江健二。

例月出納検査結果報告。

令和 5 年 8 月分、9 月分及び 10 月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により報告する。

記 1. 検査の対象 令和 5 年 8 月分、9 月分及び 10 月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、簡易水道事業会計、小規模集合排水処理事業会計、歳入歳出外会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

２．検査の時期 令和５年９月26日、10月26日及び11月28日。

３．検査の結果 令和５年８月末日、９月末日及び10月末日における上記会計の予算執行状況、現金及び預金の現在高並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数は全て関係書類に合致し正確であった。

続きまして、令和５年度定期監査結果を別冊に出しておりますので、朗読したいと思います。

定期監査結果報告書。

地方自治法第199条第４項の規定により、令和５年10月19日、20日及び同月25日の３日間実施した定期監査の結果は次のとおりである。よって、同法第199条第９項の規定により報告する。

なお、同法同条第10項の規定により意見を付する。

令和５年12月８日、東白川村監査委員 安江裕尚、同じく安江健二。東白川村長 今井俊郎様。
東白川村議会議長 今井美道様。

監査の主眼。

- １．予算の執行は適法かつ効果的に行われているかの確認。
- ２．前年度の滞納額が確実に調定されているかの確認。
- ３．契約事務が公正適切に行われているかの確認。
- ４．事務事業が住民福祉の増進に寄与しているかの確認。
- ５．最少の経費で最大の効果を上げているかの確認。

監査の方法。

前半（書類審査）。

１．令和５年度９月末の各会計の予算の執行状況、現金、預金、有価証券及び基金等の管理保管状況等の監査。

２．令和５年度９月末の各課所管の事務事業の進捗状況の監査。

３．令和４年度末の村税等の滞納分が令和５年度に調定され収入督促がされているかの監査。

４．村が発注する契約事務が適正に行われているかの監査。

５．補助金、委託事業の事務処理が適正に行われているかの監査。

６．その他関係する必要事項の監査。

後半（現地監査）。

１．指定管理施設等の利用状況及び維持管理の状況。

２．令和５年度各工事の進捗状況と各工事の完成状況の監査。

監査の結果。

１．予算の執行状況及び預金等の管理状況。

令和５年度９月末現在の一般会計と特別会計と企業会計を合わせた予算の規模は42億1,272万8,000円で、予算執行状況は、収入済額25億3,449万9,119円、支出済額19億4,478万9,652円、歳計外現金会計の差引き残高を合わせた残高は６億373万2,616円であり、その保管状況はいずれもめぐみの農協東白川支店で、普通預金６億368万4,655円、当座預金４万7,961円であります。歳出予算

執行率46.2%で、前年度同期と比較すると3.6ポイント上回っています。

基金の保管状況は、前年度同期と比較すると236万90円増の13億3,472万7,287円です。その内容は、定期預金23口、普通預金3口、国債2口であります。

出資証券等の管理状況は、前年度同期と比較すると9,500万円増の2億8,086万円です。その内容は、出資証券11団体、証書53枚、1,299万8,500円、株券9団体、52枚、1億5,716万1,500円、債券2団体、1億1,070万円であります。

予算執行状況、現金保管状況、基金管理及び有価証券保管状況は適正であり、正確であることを認めます。

2. 滞納の状況と滞納整理。

令和4年度末の村税等の滞納繰越金は1,135万4,577円あり、それが令和5年度に適正に調定され歳入の督促がされているのかを調査しました。

調定については、滞納額が令和5年度に計上され適正に処理されておりました。納入の督促をなされているかについては、税金等で9月末までに滞納繰越分86万4,882円が納付されていました。

なお、村税等主な9月末の滞納額（現年度分を含む）は次のとおりです。次のとおりに上げておりますが、令和5年度9月末の金額のみとさせていただきます。

区分、村税794万4,244円、国民健康保険税343万4,160円、介護保険料12万500円、CATV使用料177万3,000円、簡易水道使用料12万3,688円、後期高齢者医療保険料ゼロ、国保診療所診療費等3万6,270円、合計1,343万1,862円。

主な村税等の滞納額を前年度同期と比較すると121万3,203円増加していますが、滞納額は令和5年度当初と比較すると34万8,321円増えています。徴収に努力され、一定の成果は上がっているとは評価しますが、まだ多額の滞納がありますので、負担の公平性の観点から引き続き滞納整理の推進と収納率向上に一層の努力をお願いします。

3. 村が発注する契約事務が適正に行われているかの確認。

村が契約する工事及び委託契約等32事業について調査いたしました。契約規則等に従い業者選定、事業等の管理事務の執行はおおむね適切に処理されていますが、医事業務委託料、検査委託料及び給食業務委託料については、当該契約事業者以外に適当な入札参加希望者がいないという理由で随意契約となっていますが、契約金額等が適正であるか精査されたい。

4. 村が交付している補助金が適正に執行されているかの確認。

村が交付している補助金について4事業の調査を行いました。補助金交付規則等に沿って交付申請書等が提出されており、適正に処理されていることを確認しました。

5. その他関係する監査。

国保診療所介護老人保健施設の入所状況は、定員16床に対して9月までの1日当たり平均入所者は13人となっています。1人1日当たり調定額が平均で約1万2,834円となっていますので、1人入所者を増やすことで年間に相当額の介護収入が見込めると思います。アンケート等を実施して経営改善に取り組むと説明を受けましたが、入所希望者が利用しやすい環境改善に努められたい。

次に、現地調査で気づいたことを申し上げます。

指定管理施設等の管理状況は適正に管理され、周辺の環境整備もできていたと思います。

結び。

令和5年度の定期監査は、書類審査、現地監査に分けて3日間実施しました。それぞれの担当課長、担当者には多忙の折、懇切丁寧に説明をいただき、多くの資料を提出していただきありがとうございました。

東白川村においては、第6次総合計画前期計画等に基づき、村の活性化に向けて事業推進が行われていると思いますが、過去に整備した簡易水道、老朽建物など修繕、更新が必要な施設が多くあると思います。令和5年度の村債借入残高は、一般会計、特別会計合わせて34億1,446万1,000円です。

既に令和6年度の予算編成も始まっているかと思いますが、今後計画される事業に多額の借入れはやむを得ないとは思いますが、事務事業の執行について常にコストを意識して、最少の経費で最大の効果を上げるにはどうすればよいかを意識し、その有効性、必要性を考慮して村民が豊かさを実感できる施策が展開されることを祈念し、意見とします。

○議長（今井美道君）

監査委員の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

ただいまの監査意見の中の5ページの最上段にありますところの契約金額等が適正であるか精査されたいということで、一応この状態ではちょっと疑問を感じているという表現だと思いますけれども、実際の金額に対する疑問であったのか、それとも、その上に書いてありますような手続上、疑問が入り込む余地があるという程度の疑問であったかをちょっとお聞かせください。

○議長（今井美道君）

監査委員 安江裕尚君。

○監査委員（安江裕尚君）

金額的ではなくて、事業の入札参加の希望の業者数が少ないものですから、その辺の疑問があるということで、入札の結果の金額を精査していただきたいということです。

○議長（今井美道君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、例月出納検査結果報告並びに定期監査結果報告を終わります。

◎議員派遣の件

○議長（今井美道君）

日程第4、議員派遣の件を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 桂川一喜君。

○議会運営委員長（桂川一喜君）

議員派遣の件を諮っていただきます。

次のとおり議員を派遣する。

派遣名、第5回東白川村小中一貫校の設置に関する検討委員会。目的、教育振興に資する。派遣場所、はなのき別館。期間、令和5年12月15日。派遣議員、安保泰男議員、桂川一喜議員。

以下、項目名を省略いたします。

加茂郡東部三町村議会議員研修交流会、加茂郡東部3町村議会議員の交流により相互理解を深める。はなのき別館、令和5年12月18日、議員全員。

以下は、既に議長決裁によって議員を派遣したものの報告となりますが、お手元に配付した資料のほうにお目通しいただきたいと思います。

以上になります。よろしくお願いします。

○議長（今井美道君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を省略し、議員派遣の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに、また議長決定分について承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は原案のとおり可決・承認されました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣の内容について変更の必要が生じた場合は、変更事項について議長一任をお願いできませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について変更の必要が生じた場合は、議長一任で変更できることに決定しました。

これで議員派遣の件を終わります。

◎一般質問

○議長（今井美道君）

日程第5、一般質問を行います。

通告者は3名です。

通告順に質問を許可します。

3番 安江健二君。

〔3番 安江健二君 一般質問〕

○3番（安江健二君）

通告に従いまして、ただいまより一問一答方式にて東白川村の農政・農業に関する質問をさせていただきます。

昨今の農業に関する報道では、スマート農業という言葉がよく使われています。農水省がまとめた2022年の新規就農者は4万5,840人で前年より12%の減、統計データのある06年以降、最少となりました。法改正での継続雇用や定年引上げなどで65歳までの雇用確保が企業に義務づけられ、定年帰農の流れが弱まっているとされています。各地の集落営農組織からも、大事な戦力として期待していたが、企業の定年退職者が帰ってこず、担い手が足りないとの声が上がっています。

一方で、自動運転対応トラクターや、水稻苗の移植栽培で除草を考えた30センチメートル等間隔の基盤目状の両正条田植機の開発、そしてドローンによる防除など様々な対応策も考えられています。北海道などの広大な耕地における農作業では、その威力を遺憾なく発揮できますが、耕地面積が少なく狭隘な場所に点在している我が村では、現時点ではその活用が難しいと思われます。それとは別の方法での農作業への取組についての数点の質問をさせていただきます。

日本農業新聞社が全国のJAトップを対象に行ったアンケートでは、担い手不足と生産資材の価格高騰を課題に上げる回答が多数を占めたとされています。やはり地域農業を抱える課題で最も多かったのが、担い手の高齢化・減少であります。農家の平均年齢が68.4歳という数字が現実であり、あと10年したら日本の農業、農村が崩壊しかねないことを示しています。農村のこういった窮状に対して大きな力を発揮していただいているのが、シルバー人材センターの方々ではないでしょうか。

11月4日の岐阜新聞の1面に、シルバー人材足りない、県内10年で2,000人減と大きく報道されておりました。県内のシルバー人材センターが会員の確保に苦労している。新型コロナ禍に加え、企業の定年延長や継続雇用が影響し、退会者が新規入会者を上回る状況が続いております。県シルバー人材センター連合会によると、2013年度の全国の会員数は約72万9,000人であり、うち県内は1万4,400人でありました。県内はその後1万4,000人前後で横ばいが続いていましたが、2020年から新型コロナ感染が拡大すると今度は減少に転じ、2022年度は約1万2,800人まで落ち込み、今年の8月末の会員数は約1万2,400人であり、依然回復の兆しは見えないとされています。また、新規会員の平均年齢は70歳を超え、緩やかに上がっているとされております。

それでは、第1の質問に入ります。

岐阜県内では、シルバー人材センターの方々の数が2019年以降、退会者が入会者を上回り、会員の確保に苦労しているとされています。東白川村の農林業や集落の環境保全にとっては、とても重要な戦力であります。村のシルバー人材センターの現状はいかがでしょうか。この件につきましての村のお考えをお伺いいたします。

○議長（今井美道君）

地域振興課長 今井信和君。

○地域振興課長（今井信和君）

それでは、安江健二議員の御質問にお答えをします。

東白川村のシルバー人材センターの現状についてですが、会員数は現在70名となっています。本村でも、2019年度（令和元年度）の会員数81名と比較しまして11名減少している状況です。この5年間で減少している理由は、会員の高齢化ということもありますが、主な業務が草刈り作業ということもありまして、安全上の理由から本人の意向で退会されたということでございます。

なお、現在も継続して会員の募集は行っておりまして、今年度は新規会員が3名となっています。本村としましては、引き続き現在のシルバー人材センターの事業の継続支援に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（今井美道君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

ただいまの質問に対してのお答え、ありがとうございました。やはり村も全国・県に比較して同じように減っているということで、よく分かりました。

それでは、第2の質問に入ります。

令和4年10月14日に、親田の水田と畦畔、そして畑地において、大型の無線操縦による草刈り機の実演会を開催いたしました。可茂農業改良普及センター、株式会社みのりの郷との協賛で、機械は岐阜県所有のものでした。参集者は、土木関係の方々も含め約30名と関心の高さをうかがえました。

当日使用された機械はリモコン操作によるものであり、秋の稲の刈取り後の水田の中に生えている草の刈取り、そして畑に上る傾斜道の草刈りとカヤの刈取り、そして水田のあぜ草刈り、傾斜角40度ののり面の草刈り等の実演を行いました。当日は株式会社みのりの郷の職員が操作を行いましたが、初めての方でもそんなに操作が難しくはなく、できるようになるとのことでありました。この機種につきましては、性能はとてもよいのですが、価格が高く、小規模な農家での個人所有は経費的に無理があるように思われます。

一方で、やや小型ではありますが、最大傾斜角45度で高い駆動力を発揮し、狭い場所でその場旋回ができるクローラータイプのラジコン草刈り機もあります。また、ラジコン操作ではなく、自走式でハンドルの長さが2メートル伸びるスパイダーモアーと呼ばれる機種もあります。中山間地域

ではのり面などの傾斜がきつく、草刈りは大変な危険が伴います。安全の確保、作業効率の向上も含めて、このような機械の導入や請負作業、あるいは貸出しなどが必要ではないでしょうか。この件につきましての村の考えをお伺いいたします。

○議長（今井美道君）

産業振興課長 伊藤秀人君。

○産業振興課長（伊藤秀人君）

それでは、ただいまの安江健二議員の御質問にお答えをさせていただきます。

ここ数年、国や県でもスマート農業の導入を推進しており、その中でもラジコン草刈り機は代表的なものです。ラジコン草刈り機のメリットとして、草刈り作業の省力化、身体への負担の軽減、危険な場所の草刈りが可能となることが上げられます。一方で、まだまだメーカーは開発途上段階にあり、万能というわけではありません。傾斜角度や斜面の凸凹、障害物によっては面積の一部にしか対応できない場合もあつたり、急斜面では走行部が滑ってしまうケースもあります。何より、これ以外には1台当たりの金額がおよそ300万とかということで、高額であることが上げられています。民間企業や農業法人企業のみが導入しているだけで、一般の農家ではまだまだ浸透していないのが現状であります。

本村でも、みのりの郷東白川での草刈りも、受託作業として有効ではないかと検討したことがあります。斜面を含む広い面積の草刈りには非常に有効ですが、本村のような中山間地の農地を見たときに、一部を除いてはラジコン草刈り機を導入して行うまでの農地があるかどうか、そのほかには費用対効果はどうか等の検討を重ねる必要があり、今現在導入までは至っておりません。しかしながら、さきに申し上げましたとおり、労力や作業時間の低減、また作業者の安全確保においては非常に有効な手段だと感じておりますので、真に必要なか否かを見極めながら、今後検討の余地はあると考えております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（今井美道君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

ただいま課長が申されたように、やはり一番重要なのが草刈りをする人の人命、そして危険を回避するということにあらうかと思います。いずれ村の人口も減っていきますので、こういった機械を導入してやらざるを得ないときがやってくるのではなかろうかということを思います。慎重な検討をお願いしたいと思います。

水稻苗の田植方法で、田植機に施肥機を搭載し、代かき後の水田に、苗の移植と同時に株の側方に基肥を施用していく方法があり、側条施肥法と言われています。側条施肥法には、次のような5つの特徴が考えられます。

1つ、コシヒカリ化成などの基肥施用と田植が同時にできるので、作業時間の短縮となります。

2つ、稲株の側方に局所施用するので、肥料の利用率が向上し、慣行の施肥法に比べ基肥の減肥

が可能となります。

3つ、肥料の吸収が早いので、初期生育の促進が図られ、早期の茎数確保が可能となり、中山間地の安定多収につながります。

4つ、エムコートなどの一発処理剤を使った場合は、さらに追肥の手間が省けて作業時間の短縮につながります。

5つ、肥料が土壌中に施用されるので、田面水への溶出が少なく、河川の環境汚染防止にもつながります。

それでは、第3の質問に入ります。

水稻苗の側条田植機につきましては、その効果がとても期待をされています。私どもの集落営農もできれば来年度からやってほしいんですけども、そういったことが可能かどうかということ非常にみんなが期待をしております。このような田植機の新たな導入計画と稼働計画につきまして、村の考えをお伺いいたします。

○議長（今井美道君）

産業振興課長 伊藤秀人君。

○産業振興課長（伊藤秀人君）

議員の御質問にお答えをします。

まず、初めに側条施肥について御説明をしますが、水稻の植付けと同時に肥料を局所施肥するものでございます。側条施肥は、従来の全層施肥に比べ肥料の散布作業が省力化できるとともに、施肥窒素の利用率が向上し、肥料の低減につながります。

側条施肥田植機については、令和4年度にみのりの郷東白川の田植機更新に合わせて、国の肥料高騰対策緊急整備事業補助金を活用して1台購入をしました。新たな導入としまして、今年の9月議会定例会でお認めをいただいておりますが、今年度は国の肥料価格低減定着事業補助金を活用して2台購入予定でございます。今年度中に合計3台となり、来年度から、みのりの郷東白川の田植作業から本格運用を行う予定となっております。

現在、みのりの郷で稼働計画を立案しているところですが、現時点では3集落営農組合の圃場から優先的に田植作業を実施する予定でございます。また、毎年苗の注文の取りまとめを行っておりますが、そのほかの一般の農家さんへは側条施肥での田植の希望を募り、実施する予定でございます。いずれにしても、今後みのりの郷東白川で制度設計を行いますので、お待ちいただきたいと思います。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（今井美道君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

丁寧な説明ありがとうございました。非常にこの田植機については期待をするところであります。野生鳥獣による農作物の被害は、2021年度は全国で約155億円であり、全体の7割を鹿、イノシ

シ、猿が占めるとされています。10年前の2011年度は226億円であり、比較すると被害額は71億円減少しています。これは、耕作地が年々減少している中での被害は営農意欲の減退、耕作放棄地増加のきっかけになるなど、数字以上に深刻な影響を及ぼしていると思います。

従来から使用されています電柵は、地上30から50センチメートルほどの高さに電線を張りますが、中型動物は、高さおよそ35センチメートルの障害物は乗り越えるか飛び越えるか迷い、その結果、辺りを鼻先で触れて回る探查行動を起こすとされています。このときに、鼻先が電線に触れて感電する仕組みとなっております。しかし、大型の動物は力も強く、電線を飛び越え、圃場に侵入します。稲は乳熟期に、野菜や果樹は明日収穫しようかなと思っているとき、動物も同じタイミングで狙っております。

それでは、第4の質問に入ります。

東白川村では、現在各集落にわたって、鹿、イノシシ、カモシカ、タヌキなどの農作物に対する獣害対策として侵入防止柵の設置が進められています。完全に柵の施錠をすれば、その効果はとても大きいと思われます。今後の設置計画等につきまして、村の考えをお伺いいたします。

○議長（今井美道君）

産業振興課長 伊藤秀人君。

○産業振興課長（伊藤秀人君）

議員の御質問にお答えをします。

鳥獣被害防止のためのワイヤーメッシュの設置についての御質問かと思いますが、これは国の事業である鳥獣被害防止総合対策交付金を活用しており、本村でも令和2年度の親田地区からワイヤーメッシュの設置を進められています。これまでに親田、柏本、中通で設置が行われてきました。その成果として、農家の皆さんからは、イノシシや鹿等の鳥獣被害は大きく減少しており助かっていると伺っております。

さて、御質問のありました今後の設置計画についてですが、来年度は親田、大明神、加舎尾、西洞の各協定集落から要望を受けて、県へ申請を上げております。村が設置計画を策定しているのではなく、あくまでも協定集落からの要望の取りまとめをしているにすぎません。ただし、国の予算の関係で、要望額満額がつくとは限りませんので、減額された場合は、それに合わせて各協定集落で再度設置計画を作成していただくこととなります。

今後も各協定集落へ情報提供し、設置要望を承りたいと考えておりますので、議員からも有効性などをお話しいただき、御案内をお願いしたいと思います。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（今井美道君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

ただいまの課長の説明、よく分かりました。

村が主体ではなく、協定集落ということでありまして、協定集落への啓蒙をますますお願いした

いなということを思います。我々も柵を設置した後に、その効果につきましての、また機会があれば報告をさせていただきたいと思います。

農村価値創生交付金とは、補助金ではなく、自治体が地域の実態を踏まえ、主体性を発揮して独自の施策を行うことができ、農村の維持や価値の創生につながるとされております。農村の役割は農業の生産基盤を維持し、食料の生産があり、農村があることで人々の生活が営まれます。それにより田畑は維持され、山の荒廃を防ぎ、水田は雨水をため、河川の洪水や土砂崩れを防ぎ、下流の人々の命を守ります。国が交付金の大枠を決め、自治体が地域に応じた最適な施策が実施できるよう、使途の裁量を自由にする構想とあります。

それでは、第5の質問に入ります。

全国926の町村長でつくる全国町村長会は、11月15日、東京都渋谷区で全国大会を開催し、政府に対し、町村の独自政策を財政面から後押しする農村価値創生交付金の早期実現を要望したとの報道がありました。これは、国が交付金の大枠を決め、自治体が地域に応じた最適な施策が実施できるよう、使途の裁量を自由にするという構想ですが、この辺りの詳しい内容につきましては、村長からお伺いしたいというふうに思います。

○議長（今井美道君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

安江健二議員の御質問にお答えをしております。

御質問の農村価値創生交付金については、私も出席をいたしました全国大会で要望事項として上がっております。全国町村会が2014年に提唱したもので、自治体が主体性を発揮して施策を実施できるよう、現行の補助制度よりも大幅に自治体の裁量を広げることを求めているものでございます。

その考え方は次のとおりとなっております。

1つ目、自治体が主体性を発揮すべき政策分野について、現行の国庫補助金の仕組みからの移行を提唱するものであり、新たな財源措置を求めるものではない。また、農林水産関係予算総額の減少を予定しているものでもない。

2つ目、国が政策目的の大枠と総額を決定した上で、客観性に配慮した適切な仕様に基づき自治体に配分し、自治体は配分額及び政策目的の範囲内で具体的な政策を企画して実施をするということでございます。

3つ目、詳細な制度設計。この交付金自体の制度設計は、政策効果の検証の視点や透明性を確保する仕組みを取り入れながら、国と自治体との協議の場で行われるべきであると提起しております。

そういうことで、当初の要望から10年を経過したわけですが、いまだ制度設計に至っていないのが現状でございます。今後、どのような制度設計になるかを含め注視をしながら、全国町村会でさらなる要望を提言していく形になろうかと考えてございます。以上でございます。

〔3 番議員挙手〕

○議長（今井美道君）

3 番 安江健二君。

○3 番（安江健二君）

農村価値創生交付金につきましては、発想から10年が経過しておるということで、なかなか進まないということですが、何やら読んでみると、非常に東白川村にとっても有利な交付金になるような期待をしております。そういったことで、村長にはますますの強い要望をお願いしたいということを思います。

我が東白川村の将来推計人口を見ますと、2030年は1,614人、2040年には1,254人、2045年には1,089人と1,000人を切るという予想をされております。人口がどんどん減っていきませんが、先祖伝来の土地は変わらず、空き家が増え、隣家が遠くなるという現象が必ず起こります。農作業の時間短縮や効率を高めて、農地の維持管理を図る試みは延々と続くのではないのでしょうか。

東白川村の農作業の安全を祈願して、私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（今井美道君）

4 番 今井美和君。

〔4 番 今井美和君 一般質問〕

○4 番（今井美和君）

通告に従いまして、一問一答方式で質問させていただきます。

東白川村の移住定住について伺います。

東白川村の人口は減少傾向にあります。高齢化が進み、村の高齢化率は45%、2人に1人は高齢者の時代もすぐ近くまで来ております。

1年前、村の人口減少と移住定住について質問した際、何も策を講じなかった場合の予想人口は、10年後、約1,500人、その時期には商業も農業も成り立たなくなるとの回答でした。そんな時代が来ないようにするために、小さな村の人口を増やす、または減らさない施策を打ち出していかねばなりません。この村を選び、移住してくださる方を増やすための移住定住施策についての質問をいたします。

1つ目の質問です。

昨年度、村に移住定住事業で移住された方が何名いらっしゃるか、お聞きします。

○議長（今井美道君）

地域振興課長 今井信和君。

○地域振興課長（今井信和君）

ただいまの今井美和議員の御質問にお答えします。

ただいま御質問いただきました移住定住事業についてですが、昨年度、村に移住定住事業、つながるナビ事業で移住された人数は、空き家バンクで成約した方が11世帯23名となっています。また、制度が始まってから令和4年度までに本事業で成約した方々で、昨年度、実際に住民票の異動があった転入者は6世帯14名となっております。以上でございます。

〔4 番議員挙手〕

○議長（今井美道君）

4 番 今井美和君。

○4 番（今井美和君）

たくさんの方に移住していただいていることが分かりました。

この移住された方々というのは、この村を選んだ理由とか、調査をされていることはあるのでしょうか。

○議長（今井美道君）

地域振興課長 今井信和君。

○地域振興課長（今井信和君）

移住者の方がこの村を選んだ理由についてですけれども、特別、調査票などで調査を行ってはいません。ただ、今まで面談などでそういった聞き取りをした結果としましてお話を聞いていますが、選んだ理由として一番多いのは、東白川村の澄んだ空気、美しい山、美しい川、そういった自然豊かなロケーションが好きになったということで、この村に住みたいと思ったという回答がたくさんありました。

また、ほかには趣味だとか仕事、移住先でかなえたいライフスタイル、やりたいことというのが移住者の方それぞれにありまして、それらを実現できる環境が東白川村で見つけることができたという話がありました。例えばですけれども、移住定住補助金の制度があること、就農支援制度があること、また高速インターネットの環境があることなど、ほかには担当者の丁寧な対応を評価していただいて、この村を選んだという理由もありました。そのほかに、既に東白川村に移住してきた方から新しい移住者を紹介してくださるケースもありますし、東白川村の住民の方から紹介をしていただいて移住を決めたという方もお見えになります。

引き続き移住者のこのような話を聞くことで、事業推進の参考にしてまいりたいと思っております。以上でございます。

〔4 番議員挙手〕

○議長（今井美道君）

4 番 今井美和君。

○4 番（今井美和君）

今、調査はしていないということだったんですけど、これだけ聞き取りができていることはすばらしいと思います。東白川村の自然とか、自分に合わせたライフスタイルがここでできるというのを、東白川村を選んだ理由として上げていただいていることは、これから参考にして、それを前面に押し出して移住者を今後もっと募るような活動をできたらいいと思います。

先ほど説明の中に、2つ目の質問に入りますが、ほとんどが空き家バンクというお話だったんですけど、実際にこの空き家バンクを利用された方は何%というか、何人ぐらいいらっしゃるかと、お伺いします。

○議長（今井美道君）

地域振興課長 今井信和君。

○地域振興課長（今井信和君）

ただいま御質問いただきました移住定住事業、つながるナビ事業で移住された方は、全て村の空き家バンクに掲載された物件を利用されていますので、昨年度は11世帯23人の方が空き家バンクを利用されています。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（今井美道君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

やはり移住定住には空き家バンクが必要だということがよく分かります。

空き家バンクをもっと充実させたいところですが、現在の空き家バンクの、今成約しているんじゃないくて、空き家バンクの登録数というのはどれくらいあるのか、教えてください。

○議長（今井美道君）

地域振興課長 今井信和君。

○地域振興課長（今井信和君）

ただいまの質問にありました現在の空き家バンクの登録件数につきましては、村のホームページに掲載しています5件の物件があります。そのうち2件は、申込者の方が契約手続ということで決定をしていますので、実際に公開して募集をしている物件につきましては3件ということになります。

参考までになりますけれども、現在手続中で、今月中に新たに2件の登録予定の物件がございますので、今後お知らせをして募集していくことになっております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（今井美道君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

空き家バンク、思ったより……、成約してしまっているのが今現在少ないのかなと思うんですけど、まだ村には空き家がたくさんあるように思うんですが、空き家バンクに登録していない空き家というのは調査をされていると思うんですが、現在の進捗状況などを教えていただければありがたいです。

○議長（今井美道君）

地域振興課長 今井信和君。

○地域振興課長（今井信和君）

ただいまの質問にお答えします。

前回まで御報告させていただきました令和2年度に行った空き家実態調査の結果では、調査件数

147件のうち、空き家に該当する件数は95件ということで御報告させていただいております。その後、今年の10月までに追加の調査を行いまして、合計で177件の調査、約30件ほど増えておりますけれども、調査を行いまして、実際に結果として空き家として把握した件数は129件ということになっております。

実際に空き家であっても、定期的に通って使っていたり、いずれ帰ってきて使う予定があるという理由から、今のところ空き家バンクに掲載する意向がない方もお見えになります。今後もこうした調査を継続してまいりたいと思います。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（今井美道君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

増えて減って現在129件ということで、やっぱり思ったより空き家は多いなと思うんですけど、御霊様がそのまま家にあって、まだ荷物もいっぱいあって、空き家バンクとして人に貸すこと、人に譲ることはなかなか難しいかなとは思いますが、皆さんの力で何とか村に移住定住していただくための施策として、空き家バンクとして登録してもらえませんかという活動をもう少し力を入れていただければありがたいなと思いますし、空き家の利用が今後の移住定住施策に大きく関わるので、活動調査よろしく願いいたします。

3つ目の質問に移ります。

空き家や移住に関わる相談窓口についてお伺いいたします。

東白川村暮らしを考えたりスタートさせるためには、サポートしてくれる方が必要です。生活していく上での問題点、地域住民との関わりなど、今以上きめ細やかな対応をしてくれる部門の強化についての考えをお伺いいたします。

○議長（今井美道君）

地域振興課長 今井信和君。

○地域振興課長（今井信和君）

ただいま御質問いただきました空き家や移住に関する相談窓口の体制について、またその取組の強化について御質問いただきましたので、お答えいたします。

まず、村の移住定住に関する体制につきましては、今年度からスタートしました集落支援機構の移住定住サポートセンターで相談窓口という形になっております。空き家の相談から空き家バンクへの登録、残家財の片づけ、契約までのサポート、移住定住後のサポートを行っております。今年度、空き家所有者への空き家等の利活用調査を実施しておりまして、空き家バンクの掲載物件の確保に努めております。移住定住を希望される方には、現地見学やリフォームの相談、お試し移住体験、仕事の紹介なども行っております。

また、ただいま御質問にありましたとおり、移住をされる方は、本村で生活していく上で心配だとか不安があるかと思います。そうした相談には、定住前に丁寧な説明を行っておりますし、定住

後の支援として、近隣住民の方々への挨拶回り、ごみの出し方、地域の行事、村内施設の紹介など、説明を行っております。引き続き移住後のサポートも強化することで、移住された方々が地域で良好な環境で生活ができる支援を引き続き丁寧に行ってまいりたいと思います。以上でございます。

〔４番議員挙手〕

○議長（今井美道君）

４番 今井美和君。

○４番（今井美和君）

相談窓口、一番最初に質問したこの村を選んだ理由の調査の話で、担当者の対応がすごくよかったという話もあったので、現在もやってくださっていると思うんですけども、なかなか不安な方に、例えば何か困ったことがあったら連絡してくださいではなくて、何か困ったことはないですかというきめ細やかな対応が地域住民とのトラブルがないこの村の状態をつくと思うので、今後ともきめ細やかなサポートをよろしくお願いいたします。

最後の質問です。

移住先に村を選んでいただくための施策についてお伺いいたします。

○議長（今井美道君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

移住定住について、幾つかの御質問やら御提言やら御助言をいただきありがとうございます。

また、質問４で、今行っている施策についての御質問がございましたので、私のほうからお答えをしてみたいです。

まず人口の減少、これは過疎化や地域産業の空洞化が進展するおそれがありますので、前回、令和４年の１２月議会定例会で答弁したとおりでございますが、移住定住の取組を行う場合と行わない場合では結果が大きく変わってくるという認識でございます。村では、空き家対策でもあり、人口対策の事業として、先ほど来御説明いたしました令和元年度から移住定住施策のつながるナビ事業を開始しております。当初から専任の担当者を１名配置し、本年度からは移住定住サポートセンターを立ち上げるとともに、専属ではありませんが、担当者を新たに２名配置して、移住後のサポート体制を整備しております。

令和元年度から今年の９月までの約４年間で、本事業で空き家バンクを通じて成約した３４件８１名、実際に転入者として住民票の異動があった件数は、２４件５６名という実績になっております。また、移住者の皆さんが安全で快適な暮らしを実感できる環境を整備することが重要な施策となりますので、並行して東白川村での住みよい環境の整備のために各種事業に力を入れております。

幾つか御紹介をしてみたいですと、定住促進事業として、住宅の新築や中古住宅購入への助成事業、民間の空き家住宅への条件整備への助成事業、村内産の材木等を利用したときの控除助成事業、出産祝い事業、高校生の通学支援事業、子供の医療費の個人負担無料化、インフルエンザの予防接種の助成、不妊・不育治療、こういったことは一般の村民の方にも対象になってございますけれど

も、村の地域のレベルとして、移住者が気にして、どれだけ助成事業があったり、生活がやりやすいかという観点で選んでまいられますので、定住促進事業として、一くくりの事業として捉まえております。

また、新たな施策としまして、コワーキングサテライトオフィスの設置に関して、移住されてきた方々が中心となって、空き家を利活用した取組の検討が始まっております。新たな移住者の交流スペースとして、またデジタル化社会に応じた働く場所の提供ができればと考えております。

また、月1回開催される美しい村づくり委員会、これには私ができる限り参加をいたしまして、参加を呼びかけ、また委員会が主催する村の行事や文化に触れる体験活動、「暦くらす」と今呼んで宣伝をしていますが、こういったことに参加を呼びかけ、交流を深めてまいっております。

移住者の皆さんがほとんど、参加者のうちのほとんどが移住者の方々と、やはり生活をしていく上で、今までの東白川村での慣習であったり、あるいは細かい機微のようなところはなかなか分からない点が多い。議員御指摘のとおりでございまして、そういったことに若い職員だけではなかなか答えられていけないので、ちょっと年配の私が出まして、それはそういう習慣でこういうことになっているよとか、そういったことまでフランクにお話をして、少しでもその溝を埋めていく。そういう思いで村民の皆さん方の、真に東白川の村民になっていただけるよう、月に1回、そんな会合を持っておるのも御紹介しておきたいと思っております。

こうしたつながるナビ事業、移住定住サポートセンター事業、美しい村づくり委員会、こういったことに代表される田舎暮らしの体験事業や住民との交流事業など、東白川村ならではの事業展開を行い、そういったことを実施することで今後も移住先に東白川村を選んでいただきたい、このように努めてまいりたいと思っております。

先ほど、移住者の方が移住先を選ぶときの理由の一つに、お友達を、こんなええ村だでまた来てよ、あなたもどうというお話があったかと思いますが、実はこのところがこの活動の中で大きな力になっているのではないのかなというふうにも感じております。今後とも努力をしてまいりますので、よろしくお願いをします。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（今井美道君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

住みよい環境づくりのために、たくさんの施策のほうを行っていることがよく分かりました。ただ、そのたくさんの施策が村外の方に、全国にアピールする力というのがまだ少ないような気がしますので、そこはしっかりと考えて、これからやっていただきたいと思います。

移住者の方々も、もちろん村民の方々と一緒になって活動したいと思って頑張っていると思うんですけども、村の方々も移住してきた方々と一緒に何かできるように、この村の伝統を教えられような活動を一緒にできたらいいなと思います。しっかりとアピールし、この村に人口を増やす、移住定住してくださる方を増やす活動をこれからも期待しまして、私の一般質問といたします。あ

りがとうございました。

○議長（今井美道君）

ここで暫時休憩とします。10時50分再開といたします。

午前10時43分 休憩

午前10時49分 再開

○議長（今井美道君）

会議を再開します。

6 番 桂川一喜君。

〔6 番 桂川一喜君 一般質問〕

○6 番（桂川一喜君）

先日、お茶をテーマとしたイベントを通じまして、嗜好品であるお茶の魅力と可能性を改めて強く感じたところです。1年前には議会としてもお茶の関係で協議会を開くなど、そして先日は東京に議員全員で出向いて国の担当者との間で勉強会を開くとか、以上を踏まえまして、お茶と行政の関わりについて、通告に従いまして一括方式にて質問をしたいと思います。

お茶の将来と行政との関わりについてをお伺いします。

昨今の状況において、気候の温暖化、お茶の消費量の減少、担い手の確保、贈答文化の変化など、お茶を取り巻く状況はかなり厳しいものになっていると感じます。多くの1次産業がそうであるように、お茶に関する産業も、行政の支えなくしては存続が困難であると考えます。

そこで、行政としてお茶の現状をどう把握・分析しているのか、現在お茶の産業をどう支えているのか、今後どのように支えていく御予定かを伺います。

○議長（今井美道君）

産業振興課長 伊藤秀人君。

○産業振興課長（伊藤秀人君）

桂川一喜議員の御質問にお答えをします。

回答につきましては、少々長くなりますけど、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

ただいま議員から3つの御質問をいただきました。

まず1つ目は、お茶の現状をどう把握・分析しているのか。2つ目は、お茶の産業をどう支えているのか。3つ目は、今後お茶をどう支えていくのかという内容であったと思います。

私からは、前段の2つの御質問に対し、説明をさせていただきたいと思います。

まず、お茶の現状をどう把握・分析しているかについてです。

議員御承知のとおり、東白川村及び白川町は白川茶の主要な産地であり、白川茶は経済的な面においても、これまでこの地域に非常に大きな恩恵をもたらしてきました。また、経済面だけにとどまらず、お茶畑のある美しい村の風景は、東白川村の象徴的な存在として、村民の誇りとして、その価値を村外に発信し続け、村の財産とも言えるお茶畑は多くのお茶農家によって守られてきまし

た。

経済活動、産業としての白川茶の隆盛は、40年ほど前、昭和55年頃がそのピークであり、当時、白川茶全般を取り扱う共販所の販売高は8億円に迫る勢いであり、このときの東白川村だけの販売高を見ても3億円を超えておりました。この当時、白川茶は東白川村を支える基幹作物として重要な位置を占めており、多くの茶農家が生産に携わっていました。その後、ピークを過ぎてからは、日本人の嗜好の変化やライフスタイルの変化、また飲料の多様化など、幾つかの要因が重なったことによって全国的にお茶の需要は減り、茶業は今日に至るまで右肩下がりの状態が続いております。

東白川村の現在の茶業については、議員御指摘のとおり非常に厳しい状況にあります。茶業の低迷については、全国的な流れではありますが、本村の茶業を見た場合、茶園のほとんどが中山間地の傾斜畑であり、作業条件は決していいとは言えません。また、茶産地の北限と表されるほど、お茶にとっては冷涼な気象条件でもあるため、10アール当たりの収穫量、いわゆる反収や収穫できる回数などにおいても、他の温暖な産地を大きく下回っています。

さらには、平成10年に整備した東白川製茶組合の荒茶加工場も課題となっています。この工場は、当時の積極的な拡大路線の中で造られたものであり、この産地の中でも一番の大きな規模の製造設備を有しております。しかし、大幅に減少している現在の生葉量に対しては、この工場の設備は過大であり、工場の維持に必要となる経費が茶業経営の大きな負担となっています。これらのことから、東白川村における茶業は、他産地と比較してもより一層深刻な状況であると認識をしております。

次に、お茶の産業をどう支えているのかについて説明をさせていただきます。

村の茶業の衰退については、10年以上前から指摘されており、行政としてもこれを支えるべく様々な支援策を講じてきました。国の補助金や県の補助金を活用した補助制度はもちろん、村の単独財源を用いた支援策も多く講じてまいりました。

ここでは、これまでに行った支援施策のうち、主立ったものについて幾つか説明をさせていただきます。

初めに、平成26年度に設置した茶業経営安定化基金についてです。この基金は、凍霜害や不測の自然災害などにより突発的に茶業の収益が悪化した場合、基金による赤字補填を行うもので、当時2,800万円の基金をつくり、茶業経営の安定を目指しました。この基金の活用により、その後5年間は経営を支えることはできたわけですが、茶価の低迷、右肩下がりの茶業の状況は既に常態化しており、頻繁な基金発動により基金規模が縮小し、令和元年度の全額取崩しをもって基金は廃止をされました。

この流れを受けた次の大きな取組としては、茶産地構造改革計画の策定が上げられます。その説明に入る前に、この4年間、令和2年度から5年度にかけてですが、実施をした、あるいは実施をしている主な支援策について御説明いたします。

初めに、白川茶販売促進事業です。新茶券事業と言ったほうが分かりやすいかもしれません。この事業は、お茶の無料引換券とお茶の購入割引券をそれぞれ村内世帯に配付するというもので、令

和2年度から令和4年度まで3年間実施をしました。3年間の事業費総額は約950万円でした。

次に、みのりの郷への出資金です。これは、第三セクターであるみのりの郷へ4,000万円の出資を行ったもので、令和2年度に実施をしております。この出資金の目的は、お茶に関する経済活動の中で、特に新茶の時期に必要な大きな経費について、そのお金の流れが滞ることがないように、円滑に資金が流れる仕組みをつくることとございます。具体的には、3つの大きな経費である製茶組合の荒茶販売代金、みのりの郷の工場運営経費、新世紀工場の荒茶仕入れ代金、これらの経費の支払いが円滑に行われるよう、いわゆる運転資金のようなイメージで活用されることを想定しています。

次に、白川茶販路開拓支援事業についてです。この事業につきましては、白川茶の販売量を増やす、いわゆる出口戦略として位置づけられた事業で、新たな販路開拓、顧客の獲得を目的としており、令和4年度に実施をしました。内容としましては、村内の販売事業者である茶商さんが行う新しい営業の取組、具体的にはサンプル茶の無料提供による新規顧客獲得のための営業活動ですが、村はこれに係る経費に対し全額補助を行いました。サンプル茶の提供件数は約4,200件、村の事業費は1,600万円とございました。

次に、農業持続化支援金についてです。この事業は、収益の厳しい村内農家の経営支援を目的としたもので、令和4年度に実施をしました。具体的には、水稻農家及びお茶農家を対象として、10アール当たり1万円の補助を行うという内容とございます。この補助金のうち、茶畑に対する補助金の実績額は約330万円でした。

次に、機械・設備などのハード面における支援です。令和2年度には、製茶工場の熱源装置である火炉の更新補助として約730万円、また同じく2年度に荒茶加工場の一本化に伴う新しい受入れシステムの導入経費として約360万円を支出しております。工場一本化の取組については、この後説明をさせていただきます。

このほかに、茶業振興会の活動経費についても毎年継続的に支援をしております。また、令和5年度からは、期間を3年間に限定した新しい茶業支援施策を展開しておりますが、この事業については、議員からの3つ目の御質問、今後茶業をどう支えていくのかということへの回答にも関係しておりますので、後ほど村長よりお答えをさせていただきます。

ここで、少し先ほど触れました茶産地構造改革計画について説明をさせていただきます。

この計画は、約2年の関係者協議を経て、令和元年度、茶業振興会により策定されました。その目的は、衰退する村の茶業を持続可能な茶業に転換するための体制をつくることであり、茶業関係者自らが茶産地として目指す東白川村の姿を描き、それに向かうための具体的な道筋を示しております。計画で上げられている方針の中で特に重要となる大きな柱は、集約化と組織化です。

まず集約化についてですが、これは五加茶生産組合と東白川製茶組合、それぞれに所有する工場を1つにすることであり、この工場一本化により、荒茶生産の効率化、収益改善を目指すもので、これについては令和3年度より実現をしております。

次に組織化です。これまでお茶の栽培、生葉の生産については、2つの組合のそれぞれの体制の

中で行っておりましたが、これを第三セクターであるみのりの郷に集約し、みのりの郷の下で新たに組織化された生産体制を構築することを目指しています。さらには、仕上げ茶販売の中心を担う新世紀工房とも一体的な連携関係を構築し、これにより生葉の生産から荒茶の製造、仕上げ茶の販売までの一連の流れを組織化された体制の中で行う村ぐるみの茶業一本化を目指しております。

非常に粗い説明にはなりましたが、以上が茶産地構造改革計画の概要になります。今説明したとおり、工場の一本化については既に実施しており、荒茶生産の効率については一定の成果を得ております。

しかし一方、計画の想定を大きく外れる状況も生まれてきております。構造改革計画で示されている姿、生産体制をみのりの郷へ集約するという方向性の中で、五加茶生産組合は令和5年度中に組合を解散するという意向が示されました。この動きは、想定より早かったものの、中期的には計画の流れに沿ったものになります。

この組合の意向を受け、村と五加茶生産組合の間で、組合解散後の五加地区のお茶の生産体制について協議を重ねました。その結果は、計画の想定とは大きく異なり、五加地区においてはほとんど全ての茶農家が生葉の出荷をやめることが現実となりました。これは村としても想定外であり、茶業の存続を考える上で非常に大きな危機となります。このため、大幅に減少する生葉出荷量を補う手だてが必要となり、その対策として、みのりの郷による五加地区茶園の経営を検討してきました。しかし、シミュレーションの結果、一定規模の茶園を維持するためには非常に大きな額の公金投入が必要となることが分かり、みのりの郷による茶園経営については断念せざるを得ないという結論に至りました。

今説明させていただいた最後の部分、五加地区の茶畑からの生葉出荷がなくなるということ、またみのりの郷による茶園経営を断念せざるを得ないという結論を得たのは、つい最近、先月の半ばのことです。

これまで申し上げましたとおり、様々な支援に取り組んではいますが、改めて申し上げれば、これが東白川村の茶業が置かれている現状であり、非常に深刻で厳しい状況であると認識をしております。

議員からいただいた御質問、茶業の現状把握と茶業を支える村の取組についての説明は以上となります。

○議長（今井美道君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

それでは、私からは3番目の質問にありました今後のお茶をどう支えていくのかということについてお答えをしてみたいです。

まず、ただいま産業振興課長が答弁しましたように、非常に厳しい状況の茶業であるということの認識を共通認識としていただき、そういった意味では時宜を得た御質問をいただいたと思っております。また、質問を通じて村民の皆様方に、今まで茶業関係者、そして行政、議会の皆さん方が

どれだけ理解を示して努力をしてきたかということも御説明をしたかったということもあって、少し前に遡っての答弁をさせていただきました。

さて、私のほうからは、3つ目の今後どうするかというところの説明をさせていただきます。また、経緯についても、課長の説明に若干の補足をしながら答えてまいりたいと思います。

令和元年に茶産地構造改革計画を策定して、この計画に基づき工場の一本化を実現した経緯は産業振興課長の説明のとおりであります。しかし一方で、工場の一本化だけでは茶農家が置かれている非常に厳しい現状、この大幅な改善には至らないということ、農業構造改革計画だけでは乗り越えられない部分もあるということが見えてまいりました。

そうしたことから、村はお茶関係者との協議を開始しまして、このときは一番大きい組合である東白川製茶組合と茶業の担い手となるみのりの郷を主な参集メンバーとして、令和3年から4年にかけて多くの協議と検討を重ねてまいりました。協議のテーマとしては、持続可能な茶業体制の構築、組合の経費削減、販売拡大のための新たな取組など多岐にわたる課題を取り上げ、活発な議論を交わしてまいりました。その中でも協議の中心となったのは、やはり持続可能な茶業体制の構築ということでありました。これについても、当然ながら簡単に結論を得ることはできませんでした。

そうした中で、令和4年9月には行政及びみのりの郷で作成したビジョン、持続可能な茶業にするための体制案を提示させていただきました。この内容は簡単には御説明できませんが、概略を申し上げれば、国の制度等を活用して財源を確保し、現状の体制に変更を加えた上で一定の支援が継続できるようにする、そういった仕組み、体制をつくる案でございました。これをたたき台として協議を重ねたわけですが、結果として最終的な体制構築の合意を得ることはできませんでした。

次に、これに続く動向として、令和4年11月に東白川製茶組合より行政及び議会に対する要望書の提出がありました。私たち行政は、その要望内容を考慮しながら支援策の検討を行いました。少し前段の説明が長くなりましたが、この検討の結果、できた新しい支援制度が今年度から実施している茶業経営改善支援補助金となっております。

この制度の内容を簡単に説明いたしますと、令和5年度から7年度の3年間に限った補助制度であります。茶農家から茶工場に出荷される生葉の量に対して、定額の補助を行うというものであります。具体的な金額としては、令和5年度は1キロ当たり50円、6年度が1キログラム当たり40円、7年度が1キログラム当たり30円としており、段階的に補助金は下がっていくが、この3年間の間に工場の運営体制、あるいは組合の運営体制を改善していったほしいという思いを込めて制度設計をしておるところでございます。補助金単価を下げていく理由としては、制度面である茶業の経営改善支援補助金という名称に表れているとおり、経営改善に取り組むことを前提としているため、その意図としては3年間の補助期間中に経営改善に取り組んでいただき、3年後にはこうした補助金に頼らない体制をつくってもらいたいという目的がございます。今年度は、本制度による補助金は約360万円の予定になっております。

今説明させていただいた新しい補助制度、茶業経営改善支援補助金が、議員からの御質問、これからお茶をどう支えていくのかという質問についての回答の一つとなります。

しかし一方で、これまでの説明で繰り返しお伝えをしているとおり、村の茶業は極めて厳しい状況であり、産業としての持続可能性を見いだすことが非常に難しい状況で、さらなる支援を求める声もごございます。白川茶は、東白川村の誇りとして村民の心にも深く根づいており、村、行政としてもお茶の生産を続けたいという農家がある以上、何らかの形で支援をしていきたいという思いはあります。しかしながら、たとえ農家の収益が赤字であったとしても、その赤字を補填するために毎年公金を投入し続けるという支援の在り方は、村全般の行政を預かる者としてはふさわしくないと考えております。

茶業支援に対する基本的な姿勢、考え方でございますが、支援対象となるその取組によって将来的に茶業が持続可能な体制となる、あるいは収益改善につながる、そういった投資的経費に対しては積極的に支援を行いたいと考えております。しかし、それとは逆に、常態化した経営赤字を補填し続けるような公金投入の在り方は、産業を支援する施策としては適当ではない、その選択をすべきではないというのが私の考えでございます。

したがって、この経営改善支援補助金がある3年間の間に、先ほども申し上げましたが、製茶組合、生産者自らが改善策を考え、取り組んでいただきたいと思いますと考えております。これらはそのための補助金ですので、その意味において投資的な支援であると考えてございます。さらに言えば、組合がこれから取り組まれる改善策の中で、それが投資的経費であり、新たな行政支援が必要であると判断すれば、前向きに検討し、議会の皆様の理解も得ながら予算化することも考えられます。

少し話は変わりますが、先日お茶の担い手である若手茶業者の話を耳にする機会がございました。彼らは我々にはない発想を持っており、例えば工場運営を効率化するための対策であったり、お茶の販売量を増やすアイデアであったり、他の産地と差別化するためのプランニングであったり、それぞれの立場で真剣に白川茶の未来、持続可能な茶業の可能性を考えていてくれます。

何度も申し上げているとおり、東白川村の茶業は存続の危機と言えるほどの厳しい状況にあります。これを乗り越えるためには、これまでにない大胆な改革が必要であり、これができなければ生き残ることは難しいと考えております。

一方で、今申し上げたとおり、若い担い手には我々にはない新しい発想、ユニークなアイデアがあります。見方を変えれば、窮地に立たされている現在の状況であればこそ、今までになかった新しい発想を大胆に取り入れることができる大きなチャンスであるとも言えるとも思っております。

これまでの説明、答弁を踏まえ、3つ目の御質問に対するもう一つの答えを求めるとすれば、厳しい状況にあったとしても新しい考えで新しい白川茶の未来を描く、そこに持続可能な茶業の姿を見いだせるものであれば、行政としてはその取組を後押しし、しっかりとした支援体制を取っていききたい。これが、これからの茶業を支えていくための村の基本的な姿勢であります。

以上で御質問に対する回答とさせていただきます。

〔6番議員挙手〕

○議長（今井美道君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

ただいまの回答に対しまして、再質問をしたいと思います。

今回、冒頭で課長が長くなりますがと言われまして、確かに長い御回答でございましたが、実はこの長さが、今まで村がいかに茶業と向き合ってきた苦悩の歴史があるかということ、長さを聞いていただいても、それが答えであろうかと思うぐらいの状態でしたし、まとめとして村長が述べておりましたときでも、やっぱり苦悩の気持ちが伝わってまいりました。

冒頭で、1年前に議会もこのお茶に対して取り組んで会議をしましたというときも、やはり議員の皆さん、議会全体も苦悩でした。何をどう判断していくのが答えであろうかというのが一言で言い表せない、これがこの村の茶業を支える側と支えられる側の葛藤であろうかと。具体的には、冒頭の課長の説明の中に、過去における茶業が村を支えていたという事実、そして現在の村というものを象徴する景観の中心がお茶になっている。この2つ、そして村長が、村民がお茶というものを誇りとして持っているから、どうしてもそこを無視できない。この中心となっている軸があるがゆえに、産業としてのお茶と、それからモニュメント、象徴であるお茶、どちらをどういうウエートで村が大事にしていくか。これが一言では言い表せないということが、今回の質問を通じていただいた回答の中に、本当に端から端まで、隅っこまで詰まっている、そんなような回答だったと思います。

そこで、実は1次産業がそうであるようにと冒頭で申し上げましたけれども、村の中における代表的な1次産業は稲作、そして森林行政があります。これは国策と一致しておりますので、国の補助金等がいろんな場面で大量にありますので、それを積極的に担当者が取りにいただいておりますので、村も本当に支えるときには役に立っておりますが、茶業は嗜好品、嗜好産業でありますので、国策となかなか一致しない。そこで問題になってくるのが、先ほど言った、過去においてはお茶が村を支えてきた。そして、東白川村を代表する産業として看板に上がっているこの産業を村の政策として支えてきた。その結果が、国策と一致しないまでも、実は総計1億2,000万以上公金で投入している。これが一般財源での投入がほとんどであるというところに表れているかと思います。

そこで、村長が先ほど苦悩を表していたのは、村としてお茶を支えることと、そのお茶を支えている茶生産者を支える、茶業を支えるということはイコールなのかイコールじゃないのかというところが最終的な思案のしどころで、お茶を支えるから生産者を支えるんだという考え方で今までやってきたという説明でした。ですが、村長がおっしゃるように、生産者を支え続けることが必ず持続可能であるバランスを取っていこうと思うと、永久的に税金を投入しなきゃいけない。それでは、最終的なお茶を支えるということとイコールであるかないかというところが最大のテーマになってきます。

そこで、村長にあえてお伺いしたいと思います、お茶というものを支える限界が、生産者を支えるということと対峙して、来てしまったときに、果たしてお茶という名を、名前すら失う可能性があるといったときに、最後の踏ん張りとしてどういうことを考えられるかということ、現時点

でも結構ですので、お考えを伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（今井美道君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今年、議員の皆さん方が農水省の担当者をお茶のことを勉強されたときに、愕然としたことが1点ございまして、全国では、お茶については担当官もしっかりと置いてあり、施策もあるんですが、それはあくまでも大規模産地を対象にした事業がほとんどであって、白川茶のシの字も出てこなかった、統計的にはというようなところが読み取れまして、やはり厳しいなあという思いをして帰ってきたことがございますが、今この時点でお茶が、あるいは茶農家が本当に行き詰まったときどうするのかという御質問だったと思いますが、今は私としてはそのことはあまり考えたくはないわけでございますが、先ほども答弁の中にあつたように、若手も頑張っていこうという思いがある農家もある、そういったことを鑑みますと、あるいは茶畑をどう転換していくかということについて、まだ農家の皆さん方が真剣にそこまで踏み込んで考えていっておられない、そういう状況も考えるときに、私としては、今お茶を作って生産を続ける方がある以上は、取りあえず3年間というお答えをしましたが、その後も事業を持続できるための新しい取組については、相談も申し上げて、支援をしていく覚悟であるということでございます。

ただ、そうしておっても、恐らく今度の五加の例のように、もうお茶を作らないよ、生産をしていかないよという茶畑がこれから増えてきますので、考えられるのは転換でございます。違う作物を、この東白川村に合った形で、しかも労働力のこともございますので、そういった労働力で生産し続け、あるいは景観的にも見苦しくない作物があるのかないのか。こういったことは、今までにも幾つかの模索はしておられますが、私どもも行政としておりますけど、まだ結論を得るに至っていませんので、いよいよ真剣にそれを考えるときが来たかなというふうにも思っております。

多分来年の五加茶のところは、お茶を作られる方も、実は東白川製茶へお茶を持ち込むんじゃなくて生産を続けたいという方はあると思いますし、自分なりにお茶を買って、小さなお茶工場へ持ち込んで自家用茶だけを作っていきたい、そういう方もあろうかと思いますし、刈払いというか、整枝だけをやって、景観だけは維持をしていきたいといった方もあろうかと思います。そういった形の中で新しい動きが出てくるのを待っております。

なぜ、五加がこうなったから、五加に対して新たな施策を打たないかというところについて説明をしますと、五加茶でやったことが今度は東白川全体に波及をするからであります。今、東白川製茶の組合員さんは、五加以外ということは越原と神戸でございますが、一生懸命お茶を続けておられますので、その方々が諦めてしまわれるようなことはしたくないということで、今、東白川製茶のほうに何とか持続できるような形で、例えば今2ラインあるわけなんですけど、1ラインで工場を動かす。あるいは、他の工場との連携——他というのは白川町だと思いますが——ということも考えてほしい。または、若手の意見を取り入れて組合の運営を変えてほしい。こういったことを積極的に提案してございますので、その答えを待っていると。

それからもう一つ、時間がなくなってまいりましたが、東白川の景観ということを見ると、蟠龍寺跡のお茶の茶園はしっかりと守っていきたいというふうを考えてございまして、ここは美しい村事業の関係で、エリアを決めてしっかりと刈りそろえ、いろんな事業に使って美しい茶園を残していく。これは小さい面積ですが、やっていききたいというふうに考えております。以上です。

〔6 番議員挙手〕

○議長（今井美道君）

6 番 桂川一喜君。

○6 番（桂川一喜君）

今回の一般質問を通じまして、村、そして議会がとにかくベストを尽くして頑張っている、考えているということが村民の皆さんに伝わることを期待いたしまして、この一般質問を終えたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（今井美道君）

以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時29分 休憩

午前11時31分 再開

○議長（今井美道君）

会議を再開します。

◎議案第67号から議案第70号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井美道君）

日程第6、議案第67号 東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第9、議案第70号 東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてまでの4件を関連につき一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 河田孝君。

○総務課長（河田 孝君）

議案第67号 東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和5年12月8日提出、東白川村長。

次のページを御覧ください。

今定例会に上程いたしました議案第67号から70号までの条例改正につきましては、本年8月7日に行われました人事院勧告を10月20日に閣議決定されたことを受け、給与関連の所要の改正を行うものでございます。

内容は、民間企業との較差3,869円を解消するため、一般職の初任給を高卒で約8%、1万2,000円、大卒で約6%、1万1,000円を引き上げるなど、給料表全体の引上げの改定となります。これに伴う会計年度任用職員の給料表の改定を行うとともに、一般職、特別職、議員のボーナスを年間0.1月分引上げを行うものでございます。

改め文を御覧ください。

東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表1ページを御覧ください。

第1条関係では、期末手当の第5条第2項の支給率の改正となります。6月は既に支払われておりますので、12月の「100分の230」を「100分の240」に引き上げる改正でございます。

本文のほうへお戻りください。

第2条でございます。東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表へもう一度お戻りください。

1ページでございます。下段のほうになります。

次に、2条関係では2ページになりますが、「6月に支給する場合においては100分の210、12月に支給する場合においては100分の240」を「100分の225」と改め、6月と12月を同率にし、令和6年4月以降適用するものでございます。

本文にお戻りください。

附則でございます。

附則（施行期日等）1. この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。

（委任）2. 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

次のページを御覧ください。

議案第68号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和5年12月8日提出、東白川村長。

次のページを御覧ください。

改め文でございます。

東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、東白川村職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表3ページを御覧ください。

右が現行で、左が改正案となります。

最初に、第13条の3、初任給調整手当でございますが、第1号では月額「41万4,800円」を月額「41万5,600円」に引き上げるものです。この手当の対象者は、神谷医師1人となります。

次に、第2号については、月額「5万800円」を「5万1,100円」に引上げを行うものですが、これについては該当者はございません。

次のページを御覧ください。

次に、第23条の4、期末手当の第2項でございます。

いわゆる期末率の部分ですが、一般職の「100分の120」を「100分の125」に引き上げ、課長等の特定管理職員の期末率を「100分の100」とあるのを「100分の105」に引き上げる内容でございます。

第3項では、定年前再任用短時間勤務職員の期末率を「100分の67.5」とあるのを「100分の70」に、「100分の57.5」とあるのを「100分の60」にそれぞれ引上げを行う内容でございます。

次に、5ページの第23条の7、勤勉手当の第2項でございます。

いわゆる勤勉率の部分ですが、6ページを御覧ください。

一般職員の「100分の100」を「100分の105」に、特定管理職員の「100分の120」を「100分の125」に引き上げるものです。

第2号は、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉率で、「100分の47.5」を「100分の50」に、「100分の57.5」を「100分の60」に引上げを行うものでございます。

次に、別表第1、行政職の給料表の改正となります。

一般職については、8ページからの別記1となります。

最初に、改正案、16ページからが現行となります。表全てが改正となります。

先ほど説明いたしました高卒の初任給につきましては、1級5号級が該当し、改正前が15万4,600円、改正後は16万6,600円となり、1万2,000円のアップとなります。大卒の初任給につきましては、1級25号級が該当しまして1万1,000円のアップとなります。号給が低い若手職員の引上げ幅は大きく、号給が高い管理職員等の引上げ幅は小さくなっています。

次に、25ページからの別記2は、別表第2、ア、医療職給料表(1)で、診療所に勤務する医師の給料の改定となります。

次に、39ページからの別記3は、別表第2、イ、医療職給料表(2)、診療所の看護師の給与改定となります。

次に、本文の23ページにお戻りください。

第2条でございます。

第2条、東白川村職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表へまた戻っていただきまして、77ページを御覧ください。

第2条関係の改正でございます。

令和6年4月以降の期末手当・勤勉手当の改正を行うものでございます。

最初に、第23条の4、期末手当の第2項、一般職員のほうというところでございますが、「100分の125」とあるのを「100分の122.5」に、特定管理職員は「100分の105」とあるのを「100分の102.5」に。78ページを御覧いただきますと、第3項に、定年前再任用短時間勤務職員については「100分の70」とあるのを「100分の68.75」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改め、第23条

の7、勤勉手当については、第2項第1号、一般職員の「100分の105」とあるのを「100分の102.5」に、特定管理職員の「100分の125」とあるのを「100分の122.5」に改め、第2号の定年前再任用短時間勤務職員については「100分の50」とあるのを「100分の48.75」に、「100分の60」とあるのを「100分の58.75」にそれぞれ改めるものでございます。

本文にお戻りください。23ページを御覧ください。

附則（施行期日等） 1. この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。

2. 第1条の規定による改正後の給与条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（給与の内払い） 3. 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなす。

（委任） 4. 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。以上でございます。

次に、第69号を御覧ください。

次のページでございます。

議案第69号 東白川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和5年12月8日提出、東白川村長。

次のページを御覧ください。

改め文でございます。

東白川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

また新旧対照表の80ページを御覧ください。

この改正につきましては、職員の給与改定に伴い、会計年度任用職員の給料表全体を改正するものでございます。

81ページからの別記1は、別記2の適用を受けない全てのフルタイムの会計年度任用職員の給料表となり、93ページからの別記2は医療職の給料表となります。これは看護師等が対象となります。一般職員の給料表は1級から7級まででつくられていますが、会計年度任用職員の給料表は一般職員の1級と2級でつくられています。また、これまで1級は30号給まで、2級は60号給までとしておりましたけれども、今後昇給に合わない会計年度任用職員も出てくる可能性があることから、一般職員と同様、1級を93号給まで、2級を125号給までといたしました。

本文にお戻りください。9ページとなります。

附則でございます。

附則、この条例は公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。以上でございます。

次のページを御覧ください。

議案第70号 東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和5年12月8日提出、東白川村長。

次のページを御覧ください。

改め文でございます。

東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表は103ページとなります。

この改正は、職員特別職に合わせ、議員の皆様の期末手当の率を改正するものでございます。年間で0.1月ということで改正するものでございます。

第1条関係では、第5条第2項の「100分の195」とあるのを「100分の205」に改めるものでございます。

本文にお戻りください。

第2条でございます。東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表へお戻りをいただきまして、104ページを御覧ください。

第2条関係でございますが、同じく第5条の第2項で6月の「100分の162.5」とあるのを「100分の165」に、12月の「100分の205」とあるのを「100分の202.5」にそれぞれ改めるものでございます。

本文にお戻りください。

附則（施行期日等） 1. この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。

（委任） 2. 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。以上でございます。

○議長（今井美道君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第67号 東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第70号 東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてまでの4件を一括して採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第67号 東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第70号 東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてまでの4件は、原案のとおり可決されました。

◎議案第71号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井美道君）

日程第10、議案第71号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村民課長 安江透雄君。

○村民課長（安江透雄君）

議案第71号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和5年12月8日提出、東白川村長。

次のページをお願いします。

東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

東白川村国民健康保険税条例（平成21年東白川村条例第32号）の一部を次のように改正する。

以下、改め文と新旧対照表の朗読は説明済みでありますので、省略させていただき、3ページの附則からお願いします。

附則（施行期日） 1. この条例は令和6年1月1日から施行する。

（適用区分） 2. この条例による改正後の東白川村国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。以上です。

○議長（今井美道君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第71号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第71号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。午後1時から、チャイムが鳴ってから会議を再開いたします。

午前11時49分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（今井美道君）

会議を再開します。

◎議案第72号から議案第77号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井美道君）

日程第11、議案第72号 令和5年度東白川村一般会計補正予算（第7号）から日程第16、議案第77号 令和5年度東白川村小規模集合排水処理事業会計補正予算（第3号）までの6件を予算関連として一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 河田孝君。

○総務課長（河田 孝君）

議案第72号 令和5年度東白川村一般会計補正予算（第7号）。令和5年度東白川村一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,721万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億9,493万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。令和5年12月8日提出、東白川村長。

2ページからの第1表 歳入歳出予算補正の朗読を省略させていただき、6ページ、第2表 債務負担行為補正から説明をさせていただきます。

第2表 債務負担行為補正。

(追加) 事項、みのかも定住自立圏圏域公共交通網整備事業負担金、期間、令和6年度から令和7年度まで、限度額108万4,000円でございます。これにつきましては、みのかも定住自立圏公共交通基本構想策定の業務となります。

8ページからの事項別明細書の説明を省略させていただき、10ページ、歳入からお願いします。

2. 歳入。

10款1項1目地方交付税、補正額7,884万8,000円の追加。普通交付税で収支のバランスを取るためのものでございます。

11款1項9目消防費分担金、補正額24万4,000円の減額でございます。ライフラインの保全事業の分担金でございます。これは中電から入ってくるものでございますが、確定によるものでございます。

12款1項3目民生費使用料でございますが、補正額は7万円の追加。説明欄を御覧ください。せせらぎ荘利用者（独居老人等）の利用者の増によるものでございます。

13款1項3目民生費国庫負担金20万円の追加でございます。障害児入所給付費国庫負担金のこれは給付費の2分の1でございますが、追加となります。

4目の衛生費国庫負担金ですが、5万円の追加。未熟児養育医療費の国庫負担金でございます。

次に、13款2項2目総務費国庫補助金でございますが、補正額は3,168万4,000円の追加でございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加でございますが、歳出でまた説明をさせていただきます。2節の戸籍住民基本台帳費の補助金ですが、社会保障・税番号制度システムの整備費補助金として514万2,000円の追加でございます。マイナンバーカードのシステム改修となります。

4目は衛生費国庫補助金ですが、19万5,000円の追加でございます。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の補助金でございます。これは集団接種等に使うものでございます。

14款1項3目民生費県負担金ですが、10万円の追加でございます。障害者自立支援給付費負担金で、これは県分で4分の1となります。

4目の衛生費県負担金ですが、2万5,000円の追加。これは岐阜県未熟児養育医療費の負担金ですが、これも県費のほうで4分の1ということでございます。

14款2項2目総務費県補助金ですが、5万1,000円の追加。自主運行バス運行費の補助金の確定によるものでございます。

6目農林水産業費の県補助金295万6,000円の追加でございます。農業費補助金のほうにつきましては、県単農業施設の整備補助金で274万9,000円の追加。これにつきましては、全協でも説明がございました山口ため池の補修に充てるものでございます。林業費の補助金につきましては20万7,000円で、自伐林家型地域森林整備事業費の補助金となります。

9目の消防費県補助金ですが、12万2,000円の減額となります。ライフライン保全事業の補助金の確定によるものでございます。

次のページでございます。

14款3項2目の総務費県委託金でございますが、200万円の減額でございます。岐阜県議会議員選挙の委託金で、これは無投票により使用がなかったということでございます。

15款1項2目利子及び配当金ですが、補正額は2,000円の追加でございます。太陽光発電設備維持管理基金の利子が1,000円、越原センターの太陽光発電維持管理基金の利子が1,000円でございます。

16款1項1目一般寄附金でございます。補正額65万2,000円の追加でございます。これは一般寄附金でございますが、このうち50万2,000円が明治安田生命からの寄附金でございますし、あと2件で15万円の寄附となっております。

2目の指定寄附金でございますが、1,238万1,000円の追加でございます。2節の総務費指定寄附金につきましては1,218万1,000円、これはふるさと思いやり基金の指定寄附金で、ふるさと納税の分等が8月から10月までの分でございます。10節の教育費指定寄附金は、1名の方から教育費指定で寄附金をいただいております。

19款2項1目の村預金利子でございますが、補正額が1,000円でございます。歳計現金預金の利子でございます。

19款4項4目雑入ですが、236万6,000円の追加でございます。説明欄を御覧ください。せせらぎ荘の利用者の食材費の負担金が14万円、電線支障木用材林代でございますが、8万8,000円の追加でございます。これにつきましては、ライフラインで補償した立木の売上げとなります。ふるさと納税還元用在庫米販売代138万7,000円の追加でございますが、これにつきましては村で返礼用に買い上げて残りました令和4年産米の売上げということで、白川茶等に販売をした分でございます。福祉医療助成の事業補助金の前年度精算金が75万1,000円の追加でございます。

続きまして、歳出でございますが、今回の補正は、先ほど条例改正を行いました人事院勧告に伴う給与改定に絡む補正が大半を占めておりますので、人件費に係る補正については簡単に説明させていただきますので、よろしくお願いいたしますと思います。

1款1項1目の議会費でございます。補正額は25万4,000円の追加でございます。議会運営費につきましては議員期末手当で15万9,000円ほど、議会事務局費につきましては事務局職員1名の人件費となります。

2款1項1目でございますが、補正額2,254万1,000円の追加でございます。総務一般管理費でございますが、上のほうはずうっと人件費でございますが、15ページの下のほうに村長交際費がございますが、村長交際費につきましては50万円の追加となります。これにつきましては、例年当初150万円ほど予算化をするわけでございますが、5年度は当時100万円であったということで、残高の残りが少なくなったということで補正をさせてもらうものでございます。

それから、工事請負費でございますが、役場庁舎合併浄化槽の修繕工事100万円の追加でございます。これにつきましては、以前から漏水がありまして、漏水対策ということでも今ちょうどぎりぎりのような状態になってきておりますので、この機に直したいということでございます。それから、役場別館3階トイレの改修工事で500万円の追加となります。これにつきましては村民センタ

一の教育委員会が入っておる階のトイレでございますが、現在使用禁止としておりますけれども、ここの段差解消と洋式化を行うものでございます。

積立金は、ふるさと思いやり基金の積立金で1,218万1,000円でございます。これにつきましては、先ほど言いましたように、8月から10月分ということでございます。

それから、公共交通事業につきましては、自主運行バスの補助の確定によるもので、これは財源補正でございます。

それから、2目の文書広報費でございますが、16万円の追加。情報発信事業、これは全て人件費となります。

次のページでございます。

6目企画費が28万円の追加でございます。企画費一般で、村誌編さん委員さんの謝金でございますが、現在3人で週2回出てきてもらって取り組んでおりますが、ここの謝金の28万円の追加をするものでございます。

10目地域情報化事業費でございますが、補正額は29万4,000円の追加でございます。CATV一般管理費、その下のCATV番組等制作運営費、両方とも人件費の補正となります。

13目の新型コロナウイルス感染症対策事業でございます。1,363万6,000円の追加でございます。新型コロナウイルス感染症対策事業費、ここは人件費でございますが、その下、その次のページになりますけれども、【重点支援】保・小・中・給食費支援事業でございます。622万8,000円の追加ですが、補助金のところでございます。保・小・中の給食費の支援補助金として619万2,000円を計上しております。保・小・中の給食費、これは4月から12月分を遡りして支援を行うものでございます。

【重点支援】の水道使用料の支援事業ですが、723万4,000円の追加でございます。これにつきましては、これも補助金でございますが、水道使用料の支援補助金として1月から3月分の水道基本料の補助ということでございます。この事業につきましては、財源のところを見ていただきますと、国県支出金というところで1,346万2,000円となっておりますが、これが新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金となります。特にこの事業では、重点支援交付金ということで推奨メニュー分ということでございます。

2款2項1目の税務総務費でございます。補正額35万6,000円の追加でございます。税務総務費については全て人件費の補正となります。

次のページでございます。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費でございますが、補正額12万5,000円の追加。説明欄を御覧ください。戸籍・住民基本台帳費、全て人件費の補正でございます。

2目住民情報処理費でございます。514万3,000円の追加でございます。住民情報処理費として514万3,000円、これは委託料でございまして、マイナンバーカード氏名ローマ字表記等システム改修委託料でございますが、これはマイナンバーカードを海外で身分証明書として使用できるようにシステム改修を行うものでございます。財源のところで514万2,000円につきましては、国費で社会

保障・税番号システム整備費補助金が使われるものでございます。

2款4項7目岐阜県議会議員選挙費でございます。補正額233万6,000円の減額でございます。これにつきましては、先ほど申しましたとおり、無投票で終わったために減額ということでございます。

次のページを御覧ください。

3款1項1目住民福祉費ですが、45万6,000円の追加でございます。住民福祉費一般34万5,000円の追加ですが、全て人件費でございます。その下の国民健康保険特別会計繰出金につきましては11万1,000円の追加。国民健康保険特別会計への繰り出しとなります。

次に、3目保健福祉費でございますが、978万1,000円の追加でございます。最初に、介護保険特別会計繰出金は2万3,000円の追加でございます。その下の保健福祉費一般ですが、全て人件費となります。

その下の次のページ、21ページになりますが、障がい者福祉一般につきましては122万7,000円の追加でございます。委託料で団体内統合利用番号連携サーバー改修委託料につきましては、これは情報センターの改修委託料になりますし、その下の自立支援システム移行委託料につきましては、情報センターのシステムには入っていないシステムで、マイナンバー標準化に対応するための改修を行うものでございます。37万4,000円の追加でございます。

負担金、補助及び交付金のところの負担金ですが、発達相談員の負担金、これは白川町社協に支払うものでございます。相談件数の増加によるものでございます。

次に、障がい福祉サービス事業でございますが、障害児通所給付費が40万円の追加でございます。これにつきましては、国・県で負担金が、国20万、県10万が充てられております。

その次の4目老人福祉費でございますが、2,195万円の追加でございます。最初に老人福祉費一般ですが、25万円の追加。これについては補助金でございますが、越原センターを越原サロンの機能を持たせて改修をしたということで、現在カラーリングは正式なコートが2面取れるというような構造になっておりまして、越原センターのほうの使用が大変増えたということで、定額補助として25万円を補助金として支払うものでございます。

高齢者等外出支援事業3万9,000円の追加ですが、これは全て人件費でございます。

介護予防・地域支え合い（生きがい対応デイサービス）139万2,000円の追加でございます。これにつきましては、社協で行われております村単デイと言われておるものでございますが、利用者の増加による追加でございます。

地域包括支援センター運営事業でございますが、これにつきましては全て人件費でございます。

次のページを御覧ください。

【重点支援】低所得世帯支援給付金事業1,998万6,000円の追加でございます。これにつきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を使って、補助金で低所得世帯の支援給付金を支給するものでございます。住民税の非課税世帯が対象となって、1世帯当たり7万円で、予算では270世帯を見込んでおります。

3款2項1目児童福祉総務費でございますが、56万2,000円の追加でございます。子育て支援室運営事業でございますが、全て人件費でございます。

2目認可保育所費でございますが、112万6,000円の追加でございます。説明欄を御覧ください。みつば保育園運営費ですが、全て人件費となっております。

次のページを御覧ください。

4款1項1目の保健衛生総務費でございますが、521万4,000円の追加でございます。保健衛生総務費一般ですが、全て人件費でございますが、一番下の繰出金、診療所特別会計運営費繰出金でございますが、392万5,000円の追加となります。狂犬病予防事業につきましては、不妊手術の助成金ということで3万円の追加でございますが、10月末までに14件が既にあったというようなことで、数が増えておるということでございます。

次に、2目予防費でございますが、29万5,000円の追加でございます。未熟児養育医療事業につきましては10万円の追加でございます。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業につきましては、接種体制確保事業補助金の確定により需用費で調整するものでございます。

その次に、4目保健福祉センター費でございますが、33万3,000円の追加でございます。これにつきましては、施設修繕料につきましては、浄化槽のブレーカーのマグネットが当初予算に上げましたときよりも単価がちょっと値上がりをしたということでその分の補正と、ガス湯沸器の更新を行うための施設修繕でございます。それと備品購入費、全自動血圧計27万5,000円でございますが、これにつきましては、先ほど寄附のところで説明させていただきました明治安田生命の寄附金を充てるものでございます。

5目の環境対策費でございますが、1,044万1,000円の追加でございます。環境総務費でございます。ずうっと人件費でございますが、補助金のところ。簡易水道特別会計補助金として運営費分を1,036万1,000円支払う予定でございます。

6目の廃棄物対策費でございますが、10万4,000円の追加でございます。生活排水対策事業でございます。下水道特別会計補助金でございますが、これも10万4,000円でございます。

その次のページを御覧ください。

6款1項1目農業委員会費でございます。16万7,000円の追加でございます。農業委員会活動費として、全てこれは人件費ということになります。

2目の農業総務費68万1,000円の追加でございます。農業総務費として68万1,000円追加するものでございますけれども、全て人件費でございます。茶業振興対策事業のほうですが、この25万円の消耗品の事業系消耗品とありますけれども、これにつきましては、財源の内訳を御覧いただきますと22万7,000円というのがついておりますが、これは明治安田生命の寄附の残りでございます。これでPR茶を作成する計画でございます。その次に集落支援機構運営事業ですが、全て人件費でございます。

その次に、4目農業構造改善事業費ですが、42万7,000円の追加。これにつきましては補助金のところで諸団体補助金ですが、新世紀工房のコンプレッサーと書いてありますが、仕上げ茶の色彩

選別機用のコンプレッサーを更新するもので、3分の2を補助するものでございます。

7目農地費でございます。660万2,000円の追加でございます。農地総務費でございますが、これがずっと上は人件費でございますが、委託料が測量設計業務委託料として30万円の追加、それから工事請負費ですが、県単ため池防災対策工事とありますが、これは全協で説明のあった山口ため池の工事となります。

その次のページを御覧ください。

6款2項1目林業総務費でございます。36万4,000円の追加でございます。林業総務費につきましても全て人件費でございます。

2目の林業振興費39万5,000円の追加でございます。村有林管理事業として14万6,000円の追加となりますが、これにつきましては全て人件費でございますし、その下の自伐林家型地域森林整備事業でございますが、24万9,000円の追加でございます。これにつきましては、自伐林家型地域森林整備事業補助金として支払うもので、県が50%、村が10%、森林組合が40%という割合で支払うものでございます。

その次に、7款1項1目商工振興費でございます。164万3,000円の追加でございます。商工振興費一般は、164万3,000円全て人件費の補正となります。

2目の地域づくり推進費でございますが、815万5,000円の追加でございます。東白川つながるナビ事業30万円の追加ですが、これにつきましては定住促進補助金の追加となります。観光振興事業、印刷製本費で観光パンフレット作成費が12万円の追加ですが、これにつきましては現在使っております観光パンフレット「たびごころ」というパンフですが、これの3,000部の増刷ということでございます。残りが無いということで急遽追加をするものでございます。地域おこし協力隊事業102万1,000円の追加でございますが、ここにつきましては5人の協力隊員の人件費となります。

その次のページを御覧ください。

ふるさと納税事業でございます。659万7,000円の追加でございます。報償費のふるさと納税還元記念品は450万円の追加。これにつきましては、11月から3月までの寄附額を1,950万円と想定をしまして、返礼品の不足分の補正をするものでございます。

それから、使用料及び賃借料のところで、ふるさと寄附金受付決済システムの使用料13万7,000円を追加しておりますけれども、これにつきましては、ふるなび、さとふる、楽天、ふるさとチョイスと今現在4つのシステムを使っておりますので、そちらへの使用料となります。ちなみに、ふるさと納税でございますが、4月から11月までが2,412万2,000円御寄附をいただいております。この中で、11月のみで804万1,000円ほどいただいております。12月がまた例年ですと年末ということで増えてくる時期でございますので、もう少し増えてくるんじゃないかなということを思っております。

8款1項1目の土木総務費でございますが、95万9,000円の追加でございます。31ページを御覧ください。土木総務費一般でございますが、95万9,000円の追加でございますが、負担金のところで土木積算システムの保守負担金17万2,000円が追加となります。これは次期システムの開発費の

負担金の確定によるものでございます。上は全て人件費でございます。

8款2項1目道路橋梁維持費でございます。1,440万円の追加でございますが、道路橋梁維持事業でございます。工事請負費で村道大沢柏本線の排水側溝の修繕工事が600万円、補償補填及び賠償金ですが、大沢柏本線排水側溝修繕工事に係る水道管支障移転補償費で220万円の追加でございます。

次のページを御覧ください。

道路メンテナンス補助事業でございますが、200万円の追加となります。神矢橋支承補修工事が200万円でございます。それから交通安全対策事業でございますが、420万円の追加でございます。委託料で上親田線の落石対策用地補償関係委託料が220万円、上親田線の用地分筆登記委託料が30万円、補償補填及び賠償金のほうでは、上親田線の落石対策工事に係る用地等補償費が170万円追加するものでございます。これも全協で説明があった分でございます。

8款4項1目河川砂防費でございますが、補正額15万4,000円の追加でございます。河川砂防事業として15万4,000円の追加でございます。公共急傾斜地の崩壊対策負担金で、確定によるものでございます。

9款1項3目の災害対策費でございますが、77万1,000円の減額でございます。次のページの頭になりますが、災害対策費の役務費のほうは、村の防災無線の再免許の申請手数料として34万9,000円を追加するものと、委託料は電線支障木の除去委託料で112万円の減額でございます。この事業につきましては、3年間の事業で今年が2年目ということでございましたけれども、予定より、住民の要望等によって切る範囲の面積が減ったということもありまして、金額的にはちょっと落ちてきたということでございます。

10款1項2目の事務局費でございますが、教育委員会事務局費204万7,000円の追加でございます。上のほうは全て人件費ですが、次のページを御覧ください。消耗品が事業系消耗品、それから修繕料の縁石のはつり工事のほうにつきましては、これは全協で説明があった分ですが、資源回収の施設整備のために、修繕料につきましては五加茶工場の段差解消等の工事となりますし、消耗品等では看板等をつける費用となります。

10款2項1目学校管理費でございます。20万5,000円の追加でございます。小学校管理費一般につきましては全て人件費、スクールバス管理費も全て人件費でございます。

2目の教育振興費でございますが、36万9,000円の追加でございます。小学校教育振興費一般でございますが、会計年度任用職員のほうは人件費でございますし、需用費のところでは消耗品、備品購入のところでは教材備品としてそれぞれ7万4,000円と15万6,000円を追加しておりますが、これにつきましては先ほど指定寄附が20万円ありましたけれども、この寄附金を充てて、需用費のほうでは木育教材を購入する予定でございますし、備品のほうは一輪車を購入する計画となっております。

10款3項1目の学校管理費でございます。補正額20万5,000円の追加でございます。中学校管理費一般ですが、全て人件費です。

2目教育振興費でございますが、3万2,000円の追加ですが、中学校教育振興費一般ということ

で、これは会計年度任用職員の人件費全てでございます。以上でございます。

○議長（今井美道君）

村民課長 安江透雄君。

○村民課長（安江透雄君）

議案第73号 令和5年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。令和5年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ745万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億419万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和5年12月8日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正と、5ページ、6ページの事項別明細書の朗読を省略させていただき、7ページの歳入からお願いします。

3款1項1目保険給付費等交付金、補正額723万7,000円の増。説明欄を御覧ください。特別調整交付金を受け入れるものです。

5款1項1目一般会計繰入金、補正額11万1,000円。説明欄を御覧ください。職員給与等繰入金で14万円の増。財政安定化支援事業繰入金の額の確定により2万9,000円の減。

6款1項1目繰越金、補正額5万円。説明欄を御覧ください。前年度繰越金の額を充当するものです。

7款2項1目一般被保険者第三者納付金、補正額4万1,000円の増。説明欄を御覧ください。第三者求償事務の納付金を算入するものです。

9款2項4目出産育児一時金補助金、補正額1万円の増。説明欄を御覧ください。出産育児一時金の役務費補助金を増額するものです。

9目の社会保障・税番号制度システム整備費補助金、補正額5,000円の増。説明欄を御覧ください。システム整備費補助金で、マイナ保険証の交付に充当するものです。

9ページの歳出をお願いします。

1款1項1目一般管理費、補正額138万4,000円の増。説明欄を御覧ください。給料、職員手当、共済費は人件費関係です。需用費のところの印刷製本費の6,000円は先ほどの歳入を充てるものです。委託料のシステム改修委託料も先ほどの歳入を充てるものです。

2目の連合会負担金、補正額3,000円の増。説明欄を御覧ください。こちらも先ほどの求償事務のお金の取扱いをする国保連の手数料を支払うものです。

2款4項1目出産育児一時金、補正額はゼロ。説明欄は出産育児一時金となっております。こちらは財源の補正のみです。

7款1項1目一般被保険者保険料還付金、補正額1万8,000円。説明欄を御覧ください。保険料の還付金の対象者の増によるものです。

3目の保険給付費等交付金償還金、補正額で4万9,000円の増。説明欄を御覽いただきまして、

こちらは交付金の償還金の精算による増額です。

7 款 2 項 2 目直営診療施設勘定繰出金、補正額600万円。説明欄を御覧ください。こちらは直営診療施設、村の国保診療所へ特別調整交付金をそのまま繰り出すものです。

国保の特別会計は以上です。

続いて、議案第74号 令和5年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第2号）。令和5年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ135万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,866万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和5年12月8日提出、東白川村長。

こちらにも2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正と、5ページ、6ページの事項別明細書の朗読を省略させていただき、7ページの歳入からお願いします。

1 款 1 項 1 目第1号被保険者保険料、補正額8,000円の増。説明欄を御覧ください。地域支援事業の増額分の負担割合に合わせて保険料の増額をするものです。充当の増額をするものです。

3 款 2 項 3 目地域支援交付金（総合事業以外の地域支援事業）、補正額4万6,000円の増。説明欄を御覧ください。総合事業以外の地域支援事業の事業費増額分を負担割合に合わせて増額するものです。

5 目の介護保険事務費補助金、補正額で54万4,000円の増。説明欄を御覧ください。制度改正により、介護保険システムの改修を行うための補助金を受け入れるものです。

6 目の保険者機能強化推進交付金、補正額で2万円の増。説明欄を御覧ください。地域支援事業の増額により推進交付金を増額するものです。

5 款 2 項 2 目地域支援交付金（総合事業以外の地域支援事業）、補正額2万3,000円の増。説明欄を御覧ください。総合事業以外の地域支援事業の岐阜県の負担金を負担割合に合わせて増額するものです。

次のページの6 款 1 項 3 目地域支援繰入金（総合事業以外の地域支援事業）、補正額2万3,000円の増。説明欄を御覧ください。村の負担金を負担割合に合わせて増額するものです。

7 款 1 項 1 目繰越金、補正額69万4,000円。説明欄を御覧ください。前年度繰越金を充当するものです。

9 ページの歳出をお願いします。

1 款 1 項 1 目一般管理費、補正額108万9,000円の増。説明欄を御覧ください。委託料で制度改正によるシステム改修の委託料を計上するものです。

1 款 3 項 2 目認定調査等費、補正額14万9,000円の増。説明欄を御覧ください。報酬、職員手当、人件費を増額するものです。

5 款 3 項 1 目地域包括支援センター運営費、補正額5万円の減。説明欄を御覧ください。旅費を減額するものです。

次のページのみまもりのわ高齢者支援事業では、報酬と旅費を御覧のとおり増額するものです。
以上です。

○議長（今井美道君）

診療所事務局長 安江輝彦君。

○診療所事務局長（安江輝彦君）

議案第75号 令和5年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第4号）。令和5年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ409万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,578万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和5年12月8日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正から5ページ、6ページ、事項別明細書の朗読を省略させていただきまして、7ページの歳入から説明します。

2. 歳入。

1款1項3目外来収益、補正額600万円の減額。説明欄を御覧ください。外来収益の減の現年度分です。

次に、3款2項1目医業費補助金、補正額2万2,000円の追加。説明欄を御覧いただき、岐阜県医療機関等物価高騰対策支援金で、入院病床のない診療所への一律の金額となっております。

次に、5款1項1目一般会計繰入金、補正額392万5,000円の追加。説明欄を御覧いただきまして、一般会計運営費の繰入金となっております。

次に、5款3項1目国保事業勘定繰入金、補正額600万円の追加。これは国保特別会計からの繰入金で、僻地診療施設運営に対する県の特別調整交付金を繰り入れるものでございます。繰入金につきましては、先ほど説明しました外来収益のほうで減額し、調整をしております。

続いて、8ページをお願いします。

6款1項1目繰越金、補正額12万円の追加。前年度繰越金で収支のバランスを取っております。

次に、8款1項1目指定寄附金、補正額3万円の追加。診療所施設整備指定寄附金をお一人の方からいただいたものでございます。

続いて、9ページをお願いします。

3. 歳出。

1款1項1目、総務費、一般管理費、補正額37万4,000円の追加。説明欄を御覧ください。人事院勧告に伴います事務職員の人件費補正となっております。下へ下がっていただいて、公課費で14万2,000円の追加。これは令和5年度の消費税の中間納税分でございます。

次に2款1項1目、医業費、一般管理費、補正額369万3,000円の追加。説明欄を御覧ください。報酬、会計年度任用職員報酬ということで、以下、医療職等の人件費補正でございます。省略させていただきます。

10ページのほうへ行きまして、3款1項1目基金積立金、補正額3万円の増額。先ほど歳入で御説明いたしました御寄附について、医療設備等整備基金積立金へ積み立てるものでございます。以上です。

○議長（今井美道君）

建設環境課長 有田尚樹君。

○建設環境課長（有田尚樹君）

議案第76号 令和5年度東白川村簡易水道事業会計補正予算（第3号）。

第1条 令和5年度東白川村簡易水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度東白川村簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

まず収入でございますが、第1款第1項営業収益を723万3,000円減額しまして3,989万2,000円、第1款第2項営業外収益を782万4,000円増額しまして1億7,572万8,000円に、収入の合計を2億1,562万円とするものです。

続いて支出でございますが、第2款第1項営業費用を59万1,000円増額しまして1億9,846万9,000円に、支出の合計を2億1,562万円とするものです。

第3条 令和5年度東白川村簡易水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入です。第3款第1項企業債を2,600万円増額し5,530万円に、第3款第4項補助金を2,277万円増額し1億2,421万1,000円に、第3款第5項補償金を220万円増額し2,980万4,000円に、収入の合計を2億931万5,000円とするものです。

続いて支出です。

2ページを御覧ください。

第4款第1項建設改良費を5,097万円増額し1億4,856万9,000円にし、支出の合計を2億9,924万7,000円とするものです。

第4条 予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正し、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりとする。

簡易水道事業債の借入限度額を変更し、2,930万円を2,600万円増額補正し5,530万円にするものです。起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

第5条 予算第8条中「848万8,000円」を「907万9,000円」に改める。

第6条 予算第9条中「2億1,074万8,000円」を「2億2,834万2,000円」に改める。令和5年12月8日提出、東白川村長。

3ページの補正予算実施計画書から12ページの令和5年度東白川村簡易水道事業予定貸借対照表までは詳細資料になります。

それでは、14ページを御覧ください。

令和５年度簡易水道事業会計補正予算（第３号）附属書類にて詳細を説明させていただきます。

収益的収入及び支出のまず収入でございますが、１款１項１目１節水道使用料、補正額723万3,000円の減。物価高騰対応のための３か月分基本料金を減免させていただきます。

１款２項２目１節他会計補助金、補正額782万4,000円の増。内容につきましては、一般会計補助金59万1,000円と水道使用料支援補助金723万3,000円になっております。使用料の減額により不足しました財源につきましては、支援の補助金にて充当させていただく予定となっております。

続いて支出です。

２款１項４目業務費、補正額33万3,000円の増。人事院勧告に伴います会計年度任用職員の人件費補正です。

５目総係費、補正額25万8,000円の増。これも同じく、今度は正職員の人件費の補正になっております。

以上が収益的収支の説明でございます。

17ページを御覧ください。

資本的収入及び支出、収入でございます。

３款１項１目１節企業債、補正額2,600万円の増。簡易水道事業債です。

３款４項２目１節県補助金、補正額1,300万円の増。生活基盤近代化交付金事業補助金でございます。

３款４項３目１節他会計補助金、補正額977万円の増。一般会計補助金でございます。

３款５項１目１節補償金、補正額220万円の増。水道管の布設替えの補償金でございます。

支出。

４款１項３目６節旅費、補正額２万4,000円の増。職員の普通旅費です。

15節委託料、補正額583万円の増。曲坂水系生活基盤近代化設計委託料でございます。

17節賃借料、補正額１万6,000円の増。有料道路料金でございます。

36節工事請負費、補正額4,290万円の増。簡易水道機器更新工事でございます。

これらの補正予算につきましては、国の内示額の増額により、曲坂水源系の電気計装機器の事業について推進をさせていただきます。

なお、財源につきましては、先ほど説明をさせていただいた簡易水道事業債、あるいは県の補助金などを充てさせていただきます。

４款１項４目36節工事請負費、補正額220万円の増。大沢柏本線の配水管布設修繕工事に伴う水道管の布設替え工事費でございます。

以上が簡易水道事業会計の補正予算になります。

続いて、議案第77号 令和５年度東白川村小規模集合排水処理事業会計補正予算（第３号）でございます。

第１条 令和５年度東白川村小規模集合排水処理事業会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度東白川村小規模集合排水処理事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

まず収入でございますが、第1款第2項営業外収益を10万4,000円増額しまして2,175万3,000円に、収入の合計を2,876万6,000円とするものです。

続いて支出です。

第2款第1項営業費用を10万4,000円増額しまして2,687万6,000円に、支出の合計を2,876万6,000円とするものです。

第3条 予算第7条中の「968万9,000円」を「979万3,000円」に改める。

第4条 予算第8条中「2,117万8,000円」を「2,128万2,000円」に改める。令和5年12月8日提出、東白川村長。

これも同じく2ページから9ページまで省略をさせていただいて、11ページを御覧ください。

令和5年度小規模集合排水処理事業会計補正予算（第3号）の附属書類にて詳細の説明をさせていただきます。

収益的収入及び支出の収入でございますが、1款2項2目の他会計補助金、補正額10万4,000円、一般会計からの補助金になります。収支のバランスを取らせていただきます。

続いて支出でございますが、2款1項4目総係費、補正額10万4,000円の増でございます。これは正職員の人件費の補正となっております。

以上が事業会計の補正予算です。

○議長（今井美道君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

国保診療所特別会計の歳入のページ、7ページを御覧ください。

これ実は国保の会計とも絡んでおりますが、質問上、このページで質問したいと思います。

まず、繰入金の特別会計繰入金として600万ほど今年度繰入れが発生しまして、これは本当にありがたいことだなあと思ったんですけど、一般会計の繰入金のほうがそれだけ減額されるのかなあ。と逆に期待しておりましたら、それは逆に増額分が入り、診療収入のほうを減額するという形で最終的な調整を行われたということで、2点実は質問しなきゃいけないんですけど、この600万の補正につきましては、協議会長である僕は事情を知っているんですけど、一般の議員さんにつきましては細かいことは分かってみえないと思いますので、この繰入金が発生したという状態と、これが一般会計の繰入金を減額するような形で処理できなかったということに対しての答えをいただきたいと思います。

○議長（今井美道君）

診療所事務局長 安江輝彦君。

○診療所事務局長（安江輝彦君）

質問にお答えいたします。

まず、この600万円の国保事業勘定繰入金につきましては、今年の3月まで隣の中川地区の新田医院さんが、それまで開業していたものをおやめになった、閉院したということで、診療所から半径4キロメートル以内にほかの診療施設がなくなったことによりまして、この特別調整交付金の受給を受ける対象になったということで、今の現在の五加の診療所になってから、これはいただいていなかったということで、当初の予算にはなかったものでございます。

それから、あと繰入金の減額ということで、まずこの392万5,000円につきましては運営費分ということで、主に人件費で歳出が増えておりまして、その分を一般会計から入れる形になっております。予算上の収支のバランスを取るということで、今回は外来収益も予算上の収益ということで、マックス最大限の見込みを立てておるんですが、ちょっと現状ここまで行かないということで、その分を含めて今回減額をさせていただいたということでございます。よろしくお願いします。

○議長（今井美道君）

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

7番 樋口春市君。

○7番（樋口春市君）

一般会計の21ページ、3款1項4目の老人福祉費一般でございますけれども、越原サロンがリニューアルをされて、カラーリングが2面取れるようになって非常に管理が大変になったので補助金を出したということでございますけれども、物価高騰で他の集落の集落施設においても管理が非常に困難になっているという状況の中で、他の集会所への支援、補助というのはお考えにならなかったのかどうか、御意見を伺いたいと思います。

○議長（今井美道君）

副村長 桂川憲生君。

○副村長（桂川憲生君）

今回のメニュー、物価高騰、それから電気代高騰とかいろいろございますけれども、それで頂戴しております交付金で運営費補助的なものを支援するというメニューがございませんでした。それで、一般の集落施設、集会施設などの運営費が大変かさんでおるということは承知しておりまして、それを回避するために、今年度と来年度で電気を全てLEDに替えて電気代を圧縮させていただいて、短期間ではなくて、今後ずっとLEDによる電気代の圧縮をさせていただくという手法を取らせていただきましたので、今回サロンのほうの質問でございましたけれども、村全体では運営費補助、物価高騰の部分を直接手当てするということはさせていただかないということにさせていただきました。

〔挙手する者あり〕

○議長（今井美道君）

7 番 樋口春市君。

○7 番（樋口春市君）

それにしても、越原サロンだけ25万定額で補助をするということは、やはりほかの集落からしてみれば、もう少しここを10万円ぐらいに絞って、ほかへ1万円ぐらいずつ配付してもよかったんじゃないかというふうに思われても仕方ないと思いますので、今後御検討をお願いしたいと思います。

○議長（今井美道君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

ほかの施設との比較をするのではなく、これはサロンの整備計画をずうっとやってきた中で、越原にはサロンを建てずに、御存じのとおり、越原については越原センターをそういった機能を少し持たせて運営をしていこうということに決めていただき、そのときからのお約束というか、もくろみで、ここを公的に使う場合の代替として、補助金を少し増やさせていただくことによって、そこに今先ほど説明もありましたカラーリングとか、あるいは集会等に気安く使っていただく機能を持つことによって、神土・五加のサロンの代替をやっていただくというふうの政策目的が違うということで、ほかと比べてということではなくて、ほかの施設が運営に苦しいということになれば、またそれは検討に値するかとは思いますが、先ほど副村長申しましたように、経常的な経費を下げて支援をするということにしておりますし、この25万円は1年間使っていただいて、大体このぐらい使用が増えてくるということで見た金額でございますので、その件、御理解をいただきたいと思います。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（今井美道君）

7 番 樋口春市君。

○7 番（樋口春市君）

他の集落も大変ですので、御検討のほうよろしく願いいたします。

○議長（今井美道君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

2 番 安保泰男君。

○2 番（安保泰男君）

一般会計の27ページ、農業費の中の一番上のところに、先ほど説明がありました茶業振興対策事業の中で25万円ほど新たにPRに使われるということでしたけれども、午前中の質疑の中でもありましたように、大変茶業が暗中模索の中で、この時期のPRというのはどのような形でやられるのか、内容が分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（今井美道君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

この27万円は、明治安田生命の50万2,000円の寄附金で、一部は血圧計を買うという予算になっていまして、残りは、実は何年か前に明治安田生命から白川茶の宣伝と、お茶が持つ健康的な意味等を宣伝したいねということで、パッケージを明治安田生命との協議の中で作ったお茶がございす。これをまた今度作って、ぜひ宣伝してほしいという寄附者側からの申出もございましたので、いわゆる宣伝品目として作るもので、直接先ほど来答弁いろいろありましたものとはちょっと違った立ち位置での、立てつけでの、いわゆるノベルティーというか、おまけですね、いわゆる。それを何本か作って明治安田生命にお預けをして、いろんな方に白川茶を飲んでいただく事業になってございすので、ここは寄附金を財源にして、もうパッケージもできて、前のやつがございすので、あとは作って納めるだけという形にしたいというふうに思っています。

○議長（今井美道君）

ほか、よろしいですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

一般会計の歳出、21ページにあります障がい者福祉一般でありましたサーバー改修の委託料につきまして、これはマイナンバーが絡んでいるということで、財源を見てみますと、一般財源で全部充当されておりますが、その3ページほど前にありました18ページにおきましては、マイナンバーの委託改修費のところは県の支出金で賄われておるという説明でしたが、この県の支出の補充する基準が、なぜ2つによって違うのかという等の説明だけいただければ。

○議長（今井美道君）

保健福祉課長 安江修治君。

○保健福祉課長（安江修治君）

21ページの障がい者福祉一般のところの委託料の団体内の統合利用番号連携サーバー改修の部分になります。

こちらのほうは、もともと委託している業者がございまして、そちらのほうの業者が次年度以降、もう改修、運用しないという方向になりまして、新しい業者が次年度以降、県内で実績のある業者ですけれども、そちらのほうに乗り換えるという形になりましたので、当初から上げる委託料ではございせん。乗り換えるということで、今の情報連携に係るサーバー連携を情報センターのほうに委託するんですけど、そちらのほうに整備する費用がまた新たに発生するという形で上げさせていただきましたので、全くの新規で補助金をいただいてやるという新規ではございせんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（今井美道君）

村民課長 安江透雄君。

○村民課長（安江透雄君）

今の障害者のほうはそういうことでマイナンバー関連ではなくて、今のシステムと障害者のシステムを新しいシステムに連携するということで、補助金はありませんし、うちのほうの事業で上げておりますシステム改修のほうはマイナンバー関連のシステム改修ですので、全額国費で賄われるというものです。以上です。

○議長（今井美道君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

4 番 今井美和君。

○4 番（今井美和君）

一般会計の30ページのふるさと納税事業について質問いたします。

ふるさと納税還元記念品が450万ということで、これは11月から3月まで、先ほどの説明で4月から11月までは既に2,412万2,000円の寄附金が集まっているということで、とてもありがたいことなんですけれども、この11月から3月までの一応寄附金額の想定が1,950万円ということでしたが、これの想定した理由を教えてください。

○議長（今井美道君）

総務課長 河田孝君。

○総務課長（河田 孝君）

ふるさと納税の3月までの想定でございますけれども、まず1つは前年のデータを基にしておることと、それから年末にかけて12月いっぱいまではどこもそうなんです、入ってくる金額が大きくなりますので、そこも加味して一応1,950万というのを割り出させていただきました。特に今年は、先ほどシステムのほうも増やしたということもありまして、例年よりは伸びがいいかなということとは考えてございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（今井美道君）

4 番 今井美和君。

○4 番（今井美和君）

これだけふるさと納税が伸びてくるとありがたいことなんです、今後この還元品の補正予算がこんな少ない金額じゃなくて、どんどん多い金額が出せるように頑張っていたきたいと思います。

○議長（今井美道君）

総務課長 河田孝君。

○総務課長（河田 孝君）

努力してまいります。

○議長（今井美道君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

6 番 桂川一喜君。

○6 番（桂川一喜君）

一般会計の35ページにあります小学校費の教育振興費の中で、先ほど指定付寄附がいただけたということで、それが支出に反映されておるとおもいますが、経緯だけちょっとお伺いしたいんですけど、あえて小学校のほうの備品購入のほうへ20万ほど、教育振興費のほうに20万円満額使われているのは、その指定付寄附を受ける段階で多少小学校という話があったのか、逆に寄附を受けた後で、たまたま小学校のほうにはこういう希望があって、中学校のほうには希望がなかったのか、この振り分けの事情だけお聞きしたいと思います。

○議長（今井美道君）

教育課長 村雲修君。

○教育課長（村雲 修君）

質問に御回答します。

寄附をいただいた方の寄附の目的は、東白川村の児童・生徒の教育支援金としてということで20万円を御寄附いただきました。当初にそういった歳出に充てる計画がなかったので、諸児童・生徒ということで、小学校と中学校に今現状で予算対応しておる以外で充てられる可能性、もしくは整備したい内容等がないかということで確認を取らせていただいて、補正予算のヒアリングまでに確認させてもらったら、中学校は特になくて、小学校から手が挙がってきましたのが、先ほど総務課長が説明しましたようなスポーツ系の一輪車を購入の部分と、それから木育教材という形で消耗品のところで予算を使わせていただく内容に決まったというところでございます。以上です。

○議長（今井美道君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第72号 令和5年度東白川村一般会計補正予算（第7号）から議案第77号 令和5年度東白川村小規模集合排水処理事業会計補正予算（第3号）までの6件を一括して採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第72号 令和5年度東白川村一般会計補正予算（第7号）から議案第77号 令和5年度東白川村小規模集合排水処理事業会計補正予算（第3号）までの6件は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。20分から再開をいたします。

午後2時12分 休憩

午後2時17分 再開

○議長（今井美道君）

会議を再開します。

◎発議第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井美道君）

日程第17、発議第1号 東白川村議会議員の請負の状況の公表に関する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

発議第1号 東白川村議会議員の請負の状況の公表に関する条例についての説明をさせていただきます。

まず、議案を読み上げます。

発議第1号 東白川村議会議員の請負の状況の公表に関する条例について。次の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。令和5年12月8日提出、提出者、桂川一喜、賛成者、安保泰男、賛成者 今井美和。東白川村議会議長 今井美道様。

次のページに議案本文が載っておりますが、議案本文の朗読は省略させていただきます。

提案理由から述べます。

提案理由、地方自治法が改正され、議会の議員に係る請負に関する規制が緩和されたことを踏まえ、村に対し請負する議員が当該請負の対価として各会計年度に村から支払いを受けた金銭の総額、概要等を議長に報告し、当該報告の内容を議長が公表することにより、議員の個人による請負の状況の透明性の確保に資するため、本条例を制定するものです。

では、議案のほうの説明に入りたいと思います。

まず、第1条は目的が書いてありますが、今の提案理由とほとんど趣旨がかぶりますので朗読は省略します。

そして第2条ですが、報告に関する案件ですが、実は2点ありまして、まず議長に対して請負を受けたということの内容についてを報告する義務が議員に発生すること。それから、第2項におきましては、今度その内容に改正があった場合も議長に対して報告する義務が発生するということが

2条に書かれております。

次、3条は、今度は報告に対して議長のほうの義務になります。議長は、一覧を作成して公表するという義務が発生します。これが第3条に書かれております。

それから、第4条につきましては、今度議長はそれを保存しておくという義務が発生すること。それから、今度それ以外の人に、今度はそれを閲覧もしくは写しの交付を請求する権利が発生するというのが4条にうたわれております。

そして、最後に委任ということで、細かい規則、細かい施行の方法につきましては議長に委任するということを定めるという条例になっております。これが本文の説明になります。

最後、本文のほうの文面に戻っていただきまして、附則、この条例は公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用するということに、附則をつけて条例案として提出させていただきます。

皆さん、慎重審議のほどよろしくお願いします。

○議長（今井美道君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号 東白川村議会議員の請負の状況の公表に関する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第1号 東白川村議会議員の請負の状況の公表に関する条例については、原案のとおり可決されました。

◎閉会中における議会運営委員会の継続調査について

○議長（今井美道君）

日程第18、閉会中における議会運営委員会の継続調査についてを議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 桂川一喜君。

○議会運営委員長（桂川一喜君）

令和5年12月8日、東白川村議会議長 今井美道様。議会運営委員会委員長 桂川一喜。

閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定しましたので、東白川村議会会議規則第75条の規定によって申し出ます。

記1つ、会期及び会期延長の取扱いについて。2. 会期中における会議日程について。3. 議事日程について。4. 一般質問の取扱いについて。5. 議長の諮問事項に関する調査について。6. その他議会運営上必要と認められる事項。

以上、よろしくお願いします。

○議長（今井美道君）

委員長の申出のとおり、閉会中における継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中における継続調査とすることに決定しました。

字句及び数字等の整理についてお諮りをします。本定例会における議決事項について、会議規則第44条の規定により条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（今井美道君）

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和5年第4回東白川村議会定例会を閉会します。

午後2時24分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 今 井 美 道

署 名 議 員 今 井 美 和

署 名 議 員 桂 川 一 喜